津 軽 地 域 森 林 計 画 （ 案 ）

（津軽森林計画区）

自 令和 9年4月1日
計画期間
至 令和19年3月31日

令和8年〇〇月

青　　森　　県

はじめに（森林計画制度について）

森林計画制度は「森林法」（昭和26年法律第249号）に規定されている制度で、「林産物の需給の安定」と「森林植生による国土の保全」を長期的・広域的な見地から合理的に確保するために、森林と林業に関する政策の基本的方向を明らかにし、森林所有者等の森林施業上の指針及び規範とすることを基本的な考え方としています。

森林計画制度の体系において「地域森林計画」は、森林法第５条第１項の規定に基づき民有林について都道府県知事がたてる10年間の計画で、青森県においては４つの森林計画区（東青、津軽、下北、三八上北）について、各々５年毎に民有林の森林資源に関する調査を行い、その結果を取りまとめて計画をたてています。

この「津軽地域森林計画」は地域の特性を踏まえ、国のたてる「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」に即し、また青森県の森林・林業に関する基本的な方向性を示す「青森県森林・林業基本方針」との整合を図り、今後10年間にこの地域の森林をどのような姿に導くべきか、森林整備の目標を定め、目標達成に必要な森林施業及びそのために必要な条件整備等の基本的な事項について、指針や基準として明示しています。

なお、この津軽地域森林計画に適合して市町村がたてる「市町村森林整備計画」においては、地域森林計画で示す指針や基準に基づき、森林の有する公益的機能等に応じて区分し、具体的な森林施業の方法を定め、森林所有者等の森林施業実施の規範や「森林経営計画」の認定の根拠となるよう計画することとなっています。

このような体系の中で、各計画が相互に関連を持つことにより、国や県の定める目標の達成に誘導することとなっています。

森林計画制度の体系

《法律体系に基づく計画》

森林・林業基本法に基づき政府がたてる

森林・林業基本計画

（20年計画）

○長期的かつ総合的な政策の方向・目標

【即して】

森林法に基づき、農林水産大臣がたてる

全国森林計画

（15年計画）

令和6年4月～令和21年3月

○地域森林計画の規範

【即して】

森林法に基づき、都道府県知事がたてる

地域森林計画

（10年計画）

○伐採、造林、林道、保安林の整備の目標

○市町村森林整備計画の規範

【適合して】

森林法に基づき、市町村長がたてる

市町村森林整備計画

（10年計画）

○市町村が講ずる森林関連施策の方向

○森林所有者等が行う伐採、造林の指針

【適合して】

森林法に基づき、森林所有者等が作成し、市町村に認定を求めることができる

森林経営計画

（5年計画）

○森林所有者又は経営の委託を受けた者が作成する具体的な伐採や造林、保育に関する計画

目　　次

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況　…… １

２　前期計画の実行結果の概要及びその評価　…… ６

３　津軽地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方　…… ８

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域　…… ９

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標　…… １０

（２）森林の整備及び保全の基本方針　…… １１

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等　…… １３

２　その他必要な事項　…… １３

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針　…… １４

（２）立木の標準伐期齢に関する指針　…… １５

（３）その他必要な事項　…… １５

２　造林に関する事項

（１）人工造林に関する指針

ア　人工造林の対象樹種に関する指針　…… １５

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針　…… １６

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針　…… １６

（２）天然更新に関する指針

ア　天然更新の対象樹種に関する指針　…… １７

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針　…… １７

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針　…… １８

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針　…… １８

（４）その他必要な事項　…… １８

３　間伐及び保育に関する基本的事項

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針　…… ２０

（２）保育の標準的な方法に関する指針　…… ２１

（３）その他必要な事項　…… ２２

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（１）公益的機能別施業森林等の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準　…… ２３

イ　森林施業の方法に関する指針　…… ２３

（２）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準　…… ２６

イ　森林施業の方法に関する指針　…… ２６

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方　…… ２７

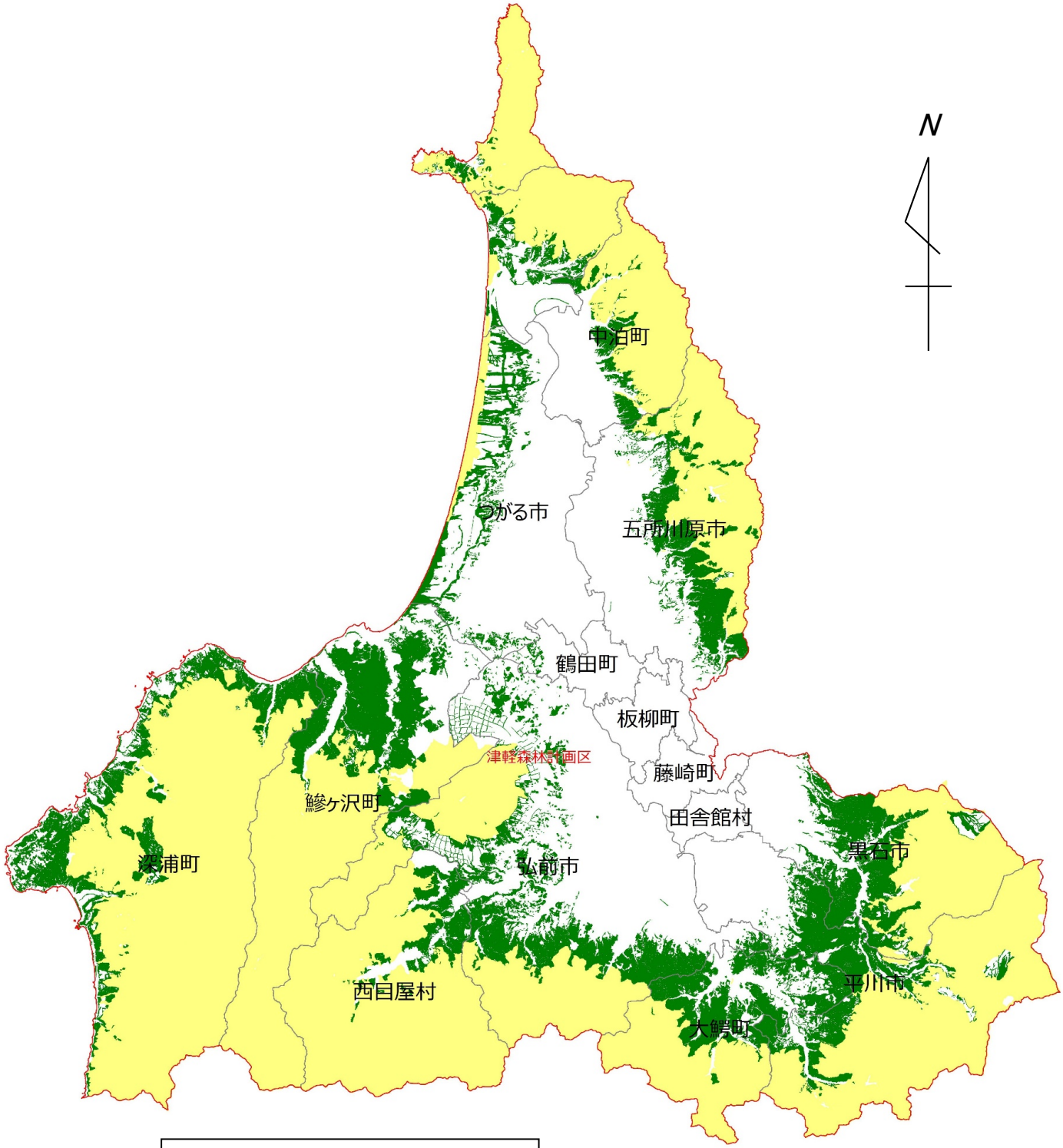
（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの

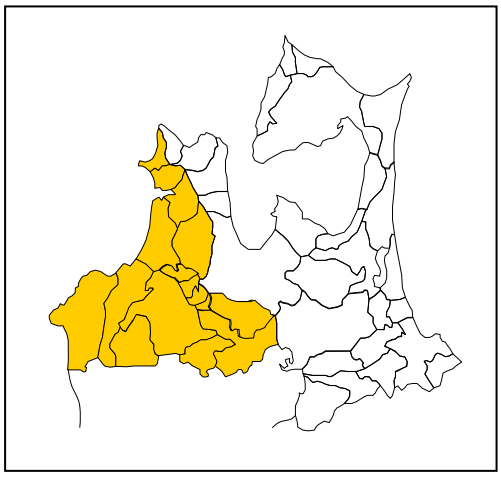
基本的な考え方 …… ２７
（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 …… ２７
（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方 …… ２８
（５）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 …… ２８
（６）その他必要な事項 …… ２９
６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針 …… ２９
（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 …… ２９
（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針 …… ３０
（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 …… ３０
（５）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針 …… ３０
（６）その他必要な事項 …… ３１
第４　森林の保全に関する事項
１　森林の土地の保全に関する事項
（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区 …… ３２
（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 …… ３４
（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項 …… ３４
２　保安施設に関する事項
（１）保安林の整備に関する方針 …… ３４
（２）保安施設地区の指定に関する方針 …… ３４
（３）治山事業の実施に関する方針 …… ３５
（４）特定保安林の整備に関する方針 …… ３５
（５）その他必要な事項 …… ３５
３　鳥獣害の防止に関する事項
（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 …… ３５
（２）その他必要な事項 …… ３６
４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項
（１）森林病害虫等の被害対策の方針 …… ３７
（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く） …… ３７
（３）林野火災の予防の方針 …… ３７
第５　保健機能森林の整備に関する事項
１　保健機能森林の区域の基準 …… ３８
２　保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針 …… ３８
３　保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針 …… ３８
４　その他必要な事項 …… ３８
第６　計画量等
１　伐採立木材積 …… ３９
２　間伐面積 …… ３９
３　人工造林及び天然更新別の造林面積 …… ４０
４　林道の開設又は拡張に関する計画 …… ４１

５　保安林整備及び治山事業に関する計画
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等　・・・

６　森林資源の推移
（１）分期別伐採立木材積等　……　７４
（２）分期別期首資源表　……　７４
７　その他
（１）持続的伐採可能量　……　７５
（２）用語の説明　……　７６

津軽森林計画区概況図





凡	例
	計画区界
	市町村界
	民有林
	国有林

Ⅰ　計画の大綱

１　森林計画区の概況

（１）自然的背景

ア　位置・地形

本計画区は、県の西部に位置する５市７町２村を含む区域で、東は東青地域森林計画区に、西は日本海に、南は秋田県に、北は津軽海峡に面しています。

地形は、中央部に岩木山（1,625m）が位置し、平野部は水田地帯を形成し、東部に白地山（1,034m）、櫛ヶ峰（1,517m）があり、北部の津軽半島西部地域は四ッ滝山（670m）、大倉岳（677m）、梵珠山（468m）等の低山地帯と砂丘状の台地が発達し、西海岸地域は白神岳（1,232m）、摩須賀岳（1,012m）等の急峻な山岳が海岸線まで迫り、海岸段丘を形成しています。

主な河川は、岩木川及びその支流である平川等が津軽平野を北上し、十三湖を経て日本海へ注ぎ、西海岸地帯では赤石川、追良瀬川等が日本海へ注いでいます。

イ　地質・土壌

地質は、岩木火山を起源とする火山砕屑物に覆われた地域と八甲田火山及び十和田火山を起源とする浮石流堆石物に覆われた地域が広く分布し、秋田県境に連なる山地では安山岩質集塊岩、緑色凝灰岩等が主体をなしています。津軽半島の西部地域の丘陵地帯は泥岩が広く分布し、屏風山地帯は砂丘砂、西海岸地帯は泥岩、凝灰岩質砂岩、安山岩等からなります。

土壌は、傾斜の急な山地は褐色森林土が占め、傾斜が緩やかな丘陵地帯には黒色土、屏風山北部は未熟土、西海岸の海岸段丘には黒色土が分布しています。

ウ　気候

気候は多雨多雪で年平均気温は10℃前後、年間降水量1,000㎜～1,600㎜で北西部は冬季を中心に日本海から強い偏西風が吹き込みます。

（２）経済的・社会的背景

ア　土地利用

本計画区の総面積は33万5千haで、県総面積96万５千haの約35％を占めています。土地の利用状況は、森林が21万1千haで本計画区の63％を占め、次いで田が11.7％、畑が7.9％、その他17.4％となっています。

イ　人口

本計画区の人口は、令和７年の国勢調査によると29万６千人で、県人口113万９千人の32%を占めていますが、人口は減少傾向にあります。

ウ　地域産業

本計画区の就業人口は、令和７年の国勢調査によると約20万人で、その産業別割

合は、第１次産業18.9%、第２次産業19.3%、第３次産業が64.6%となっており、第１次産業の占める割合が比較的高い地域です。

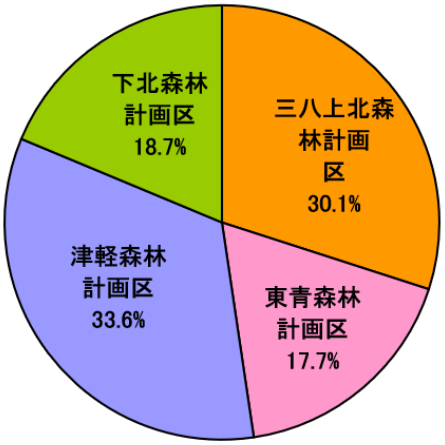
令和５年度における総生産額は、約１兆３千億円で、県全体の29%を占め、産業別の割合は第1次産業6.3%、第2次産業17%、第3次産業76.7%となっています。

（３）森林計画区の位置づけ

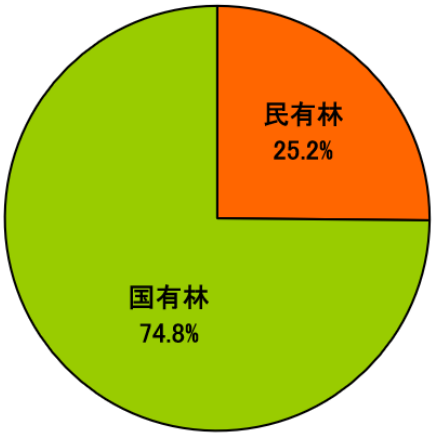
ア　計画区の森林面積

津軽地域森林計画区の森林面積(民国合計)は211,851haで、県内の森林面積の33.6%を占めています。そのうち民有林面積は53,285haとその25.2%で、国有林の割合が非常に多い地域となっています。

■　森林計画区別面積割合（民国合計）



■　津軽森林計画区の民国別面積割合



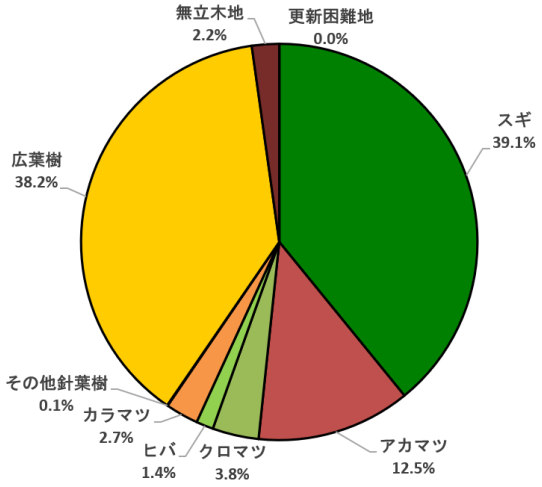
イ　民有林の森林資源

民有林面積53,285haのうち、スギ等の針葉樹が30,489ha（57.2%）、広葉樹が22,115ha（41.5%）、無立木地等681ha（1.3%）となっています。

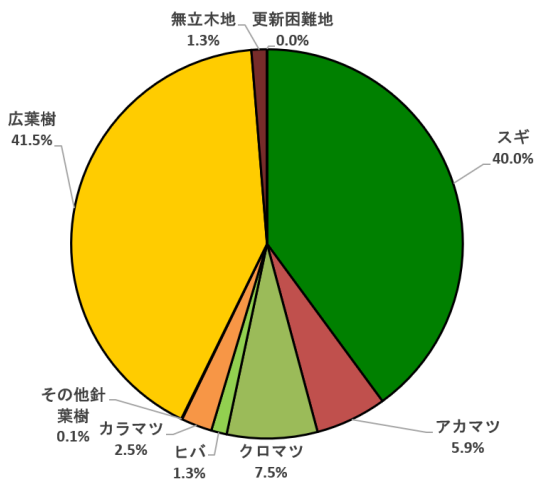
樹種構成では、クロマツの比率が7.5%と県平均に比較して高くなっています。

森林蓄積は約1,291万㎥で、そのうちスギが約769万㎥（59.6%）、アカマツが約79万㎥（6.1%）、クロマツが約98万㎥（7.6%）とスギ人工林の資源量が充実しています。

■　樹種別面積構成（青森県全体）



■　樹種別面積構成（津軽森林計画区）

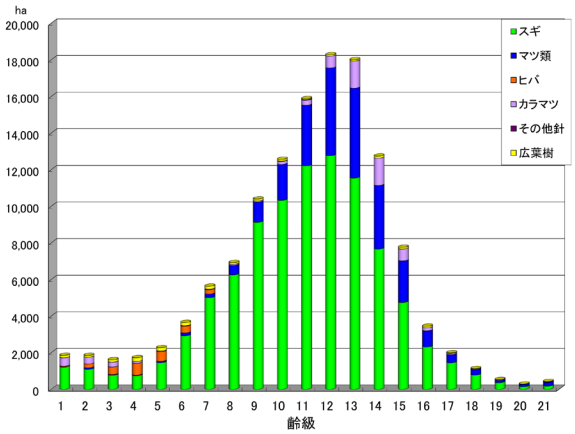


ウ　人工林の齢級構成等

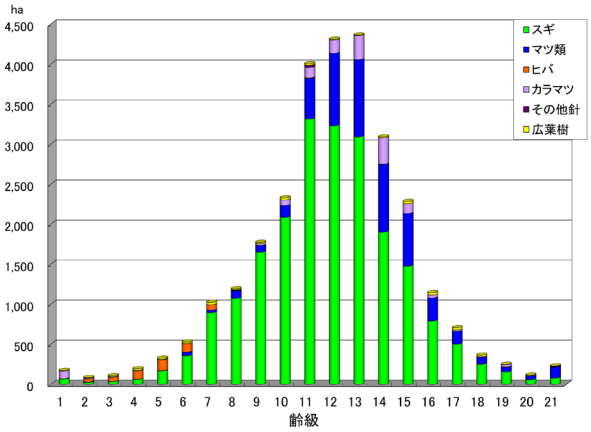
計画区の人工林面積は28,620ha、人工林率は57.7%で県平均の64.7%を下回っています。齢級構成を見ると11～13齢級に大きなピークがあり、高齢級に移行してきています。

なお、近年はヒバの植栽が進み、2～7齢級でヒバの占める割合が高くなってきています。

■　人工林の齢級別資源構成（青森県全体）



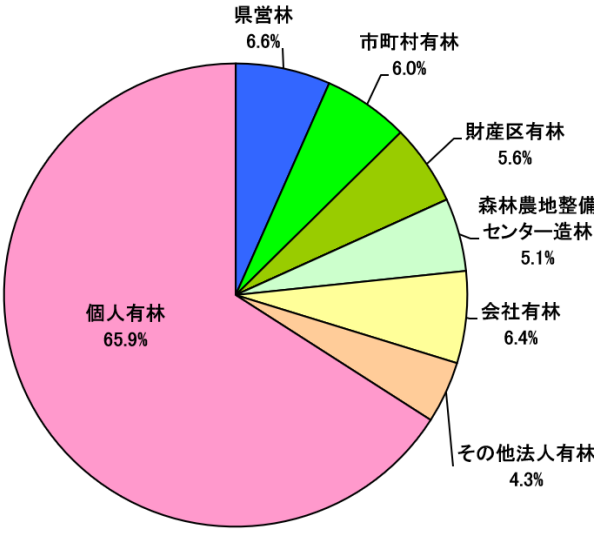
■　人工林の齢級別資源構成（津軽森林計画区）



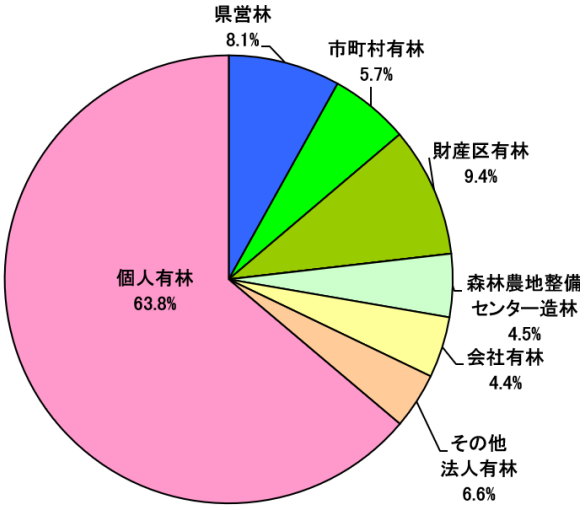
エ　民有林の所有形態

民有林の所有形態は、個人有林が63.8%と最も高い比率を占めており、県全体と比べると県有林や財産区有林が若干多い傾向にあります。

■　所有形態別面積構成（青森県全体）



■　所有形態別面積構成（津軽森林計画区）



オ　造林、森林施業等の森林整備

毎年約53ha程度の人工造林がスギを主体に行われていますが、複層林を目的とした樹下植栽についてはヒバで行われています。

間伐は年平均で約 200ha 実施しており、県全体の約 22%を占めています。

■　森林施業面積（令和５～令和７年度までの３か年実績の単年度平均）

単位:ha

	人工造林面積											合計
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	
津軽	20	0	－	0	31	－	－	－	－	0	2	53
県計	424	19	0	1	127	－	0	1	24	1	7	604

単位:ha

	樹下植栽面積											合計
	スギ	ヒバ	アカマツ	クロマツ	カラマツ	その他針	ケヤキ	クリ	ナラ	ブナ	その他広	
津軽	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
県計	3	2	－	－	－	－	－	－	－	－	0	5

単位:ha

更新伐面積	
津軽	10
県計	29

単位:ha

間伐面積	
津軽	200
県計	893

カ　林道網の整備状況

令和７年度末の現況延長は約394kmとなっており、林道密度は7.4m/haで県平均の5.1m/haを上回っています。

キ　森林組合の状況

森林組合は「弘前地方」「北津軽」「つがる」の３森林組合があり、組合員数は合計7,032人で、組合員所有の森林面積は35,403haを占めています。

また、当計画区は生産森林組合が多い地区で、18 組合が 1,125ha の森林を経営しています。

ク　特用林産物の生産量

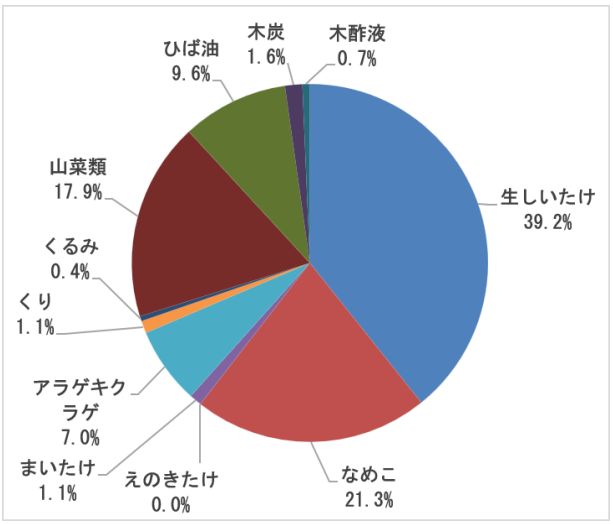
計画区内の主な特用林産物の生産量は、令和７年次で「生しいたけ」86 t、「アラゲキクラゲ」9 t、「ひば油」10 kL、「木炭」57 tとなっています。

生産額割合では、生しいたけが県全体の 45 %を占めています。

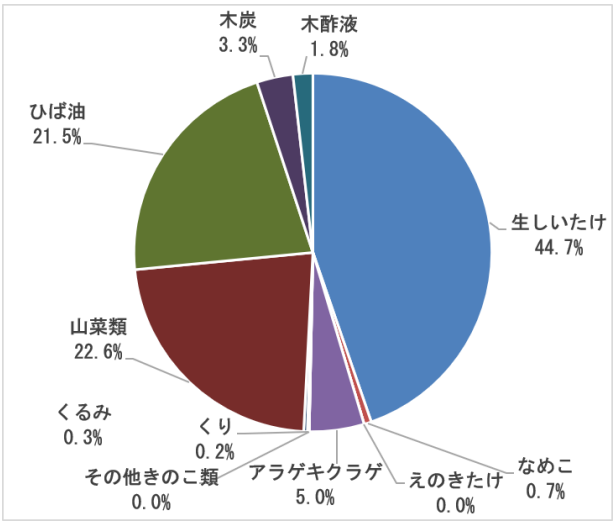
品　　目	単位	青森県	津軽	比　率
生　し　い　た　け	t	185.7	86.0	46.3%
乾　し　い　た　け	t	―	―	―
な　　め　　こ	t	227.0	2.9	1.3%
え　の　き　た　け	t	―	―	―
ま　　い　　た　　け	t	8.6	0.2	2.3%
ア　ラ　ゲ　キ　ク　ラ　ゲ	t	31.2	9.0	28.8%
く　　り	t	7.5	0.4	5.3%
く　　る　　み	t	0.9	0.3	33.3%
山　　菜　　類	t	107.9	62.3	57.7%
ひ　　ば　　油	kL	11.0	10.0	90.9%
木　　炭	t	58.2	57.1	98.1%
木　　酢　　液	kL	4.1	4.1	100.0%

〔参考〕

■　特用林産物の生産割合（青森県全体）



■　特用林産物の生産割合（津軽森林計画区）



※　生産額の比率（参考値）

２ 前期計画の実行結果の概要及びその評価

（１）伐採立木材積

伐採立木材積　　単位　材積：1,000m3 、 実行歩合：％

区　分	伐採立木材積								
	計　画			実　行			実行歩合		
	主　伐	間　伐	総　数	主　伐	間　伐	総　数	主　伐	間　伐	総　数
総　数	412	(7,946) 428	840	601	(975) 56	657	145.9	13.1	78.2
針葉樹	245	(7,946) 428	673	588	(975) 56	644	240.0	13.1	95.7
広葉樹	167	－	167	13	－	13	7.8	―	7.8

注1 計画欄は、前期計画の前半5か年分に対応する計画量
2 実行欄は、前期計画の前半5か年分の実行量
3 （　）書きは面積（単位:ha）

令和４年度から令和８年度末（見込）までの前期計画（前半５か年分）における主伐と間伐を合わせた伐採立木材積は、計画量840千㎥に対して、実行量657千㎥、実行率78.2％となりました。このうち、主伐においては、計画量412千㎥に対して、実行量601千㎥、実行率145.9%となり、間伐については、計画量167千㎥に対して、実行量56千㎥、実行率13.1%でした。

この要因として、主伐については、人工林資源の充実や、原木需要の増加により、計画を大きく上回ったものと考えています。一方、間伐については、地球温暖化対策等を推進する観点から、高い計画量としたものの、施業の集約化が進まず計画を下回ったものと考えています。

（２）造林面積

人工造林、天然更新別面積　　単位　面積:ha、実行歩合:％

人　工　造　林			天　然　更　新		
計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
1,468	235	16.0	862	358	41.5

人工造林は、計画面積1,468haに対して、実行面積235ha、実行率16.0％、天然更新は、計画面積862haに対して、実行面積358ha、実行率41.5％となりました。

この要因として、人工造林については、長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者が伐採収益を造林経費に再投資できなかったこと等により、計画を下回ったものと考えています。

また、天然更新については、伐採跡地周辺に種子を供給する森林が少なかったことや、蔓類の繁茂等が障害となり計画を下回ったものと考えています。

（３）林道の開設・拡張

林道の開設又は拡張の数量　　単位　延長:km 、箇所:箇所数、実行歩合:％

区　分		計　画	実　行	実行歩合
開　設	新設延長(km)	30.4	2.5	8.2
	改築延長(km)	7.8	1.8	23.1
拡　張	改良箇所(箇所)	71	5	7.0
	舗装延長(km)	29.7	5.1	17.2

林道の開設については、新設計画延長 30.4km に対して 2.5km、実行率 8.2％となり、拡張の改良については 71 箇所の計画に対して、実行 5 箇所、実行率 7.0％となりました。

この要因として、開設及び拡張ともに、森林の適正な整備を図る上で必要な延長、箇所の計画に対して、事業実施主体である市町村の財政事情による要因や木材価格の長期低迷等による森林所有者の経営意欲の低下等により計画を下回ったものと考えています。

（４）保安林面積

保安林の面積　　単位　面積:ha、実行歩合:％

区　　分	計画期末面積	実　績	実行歩合
総 数（実 面 積）	14,455	13,916	96.3
水源涵養のための保安林	5,250	4,951	94.3
災害防備のための保安林	9,114	8,928	98.0
保健、風致の保存等のための保安林	956	939	98.2

保安林面積は、前期計画目標累計面積14,455haに対して、実績は13,916ha、達成率96.3％となりました。

この要因として、山地災害等から県民の生命、財産を保全する保安林制度に対する理解が深まり、森林所有者等の協力を得られたことにより高い達成率になったものと考えています。

（５）治山事業の数量

治山事業の数量　　単位　箇所:箇所数、実行歩合：％

箇　　所		
計　画	実　行	実行歩合
54	38	70.4

治山事業の施行箇所数は、計画54箇所に対して、実行38箇所、実行率70.4％となりました。

この要因として、山地災害等の発生した箇所及び恐れがある地域を中心に計画したものの、緊急性のある箇所を優先的に整備したため施工箇所数が少なくなり、計画を下回ったものです。

３　津軽地域森林計画樹立に当たっての基本的考え方

（１）現状と課題

ア　森林機能に対する県民ニーズの高まりへの方策

森林は、木材等の林産物の供給をはじめ、水源の涵養や、山地災害の防止、飛砂防備等の快適環境の形成、健康の維持・増進やレクリエーション、景観や風致など文化的な場の提供、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止への貢献など、多面的な機能を持っており、その公益的な機能の発揮に対する県民のニーズは益々高まっています。

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保による健全な森林資源の維持造成が必要です。

イ　利用期を迎えた森林資源の活用の推進

当計画区は、これまで積極的に植栽されてきたスギを主体に、七里長浜の防風林に代表されるクロマツや世界遺産白神山地周辺のブナやナラをはじめとする広葉樹など、多様で豊かな森林資源を有しています。

特に、スギを主体とする人工林資源については、利用可能な45年生以上の資源が約７割を占めるなど、本格的な利用期を迎えています。

こうした中、平成27年度に整備された本計画区内の木質バイオマス発電施設や、隣接する計画区における国内最大級のLVL工場の稼働などに伴う木材需要に対応するため、路網整備の推進や施業の集約化、林業の担い手の確保・育成による木材の安定供給体制の一層の強化が必要です。

ウ　造林未済地の増加と低コスト造林の推進

森林資源量の充実に伴い主伐面積が横ばいで推移する中、森林所有者の経営意欲の減退等により再造林の割合は５割程度にとどまっており、人工林伐採跡地における造林未済地が拡大している状況です。

将来にわたって森林資源の循環利用を図るため、一貫作業システムの定着やコンテナ苗の普及など低コスト造林を促進し、伐採跡地の再造林を進めることが必要です。

（２）計画樹立の基本方向

このような現状と課題を踏まえて、計画の樹立にあたっては、計画区の自然的、社会的条件、これまでの実績や今後の動向等を勘案しながら、森林の整備及び保全に関する基本的な事項を定め、更に、再造林や間伐等の適切な実施、長伐期化や天然林への誘導等を推進する「森林の整備」に関する事項、保安林制度の適切な運用や山地災害等の防止、森林病害虫の被害対策などを推進する「森林の保全」に関する事項、並びに具体的な計画数量として伐採立木材積、造林面積、林道開設量、治山事業等の「計画数量等」について定めるものです。

なお、計画は全国森林計画の計画事項に即しつつ、県独自の計画である「青森新時

代「農林水産力」強化パッケージ」と整合を図り、かつ森林・林業等に関する諸施策を勘案しながら、民有林・国有林間での連携強化のもと、効率的な実行が図られるよう配慮します。

Ⅱ　計画事項

第１ 計画の対象とする森林の区域

津軽地域森林計画の対象とする森林面積は次のとおりです。

市　町　村　名		面　積(ha)	備　考
計　画　区　総　数		５３，２８５	
中南農林水産事務所管内	弘　前　市	８，５５２	
	黒　石　市	５，６６５	
	平　川　市	５，７０５	
	大　鰐　町	５，２９３	
	西目屋村	２，２４６	
西北農林水産事務所管内	五所川原市	６，００３	
	つがる市	２，９６４	
	鰺ヶ沢町	７，８１６	
	深　浦　町	７，２１０	
	鶴　田　町	１１９	
	中　泊　町	１，７１４	

注１　計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域の民有林とします。

２　単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計は一致しません。

３　地域森林計画の対象となる民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①～③までの手続の対象となります。

①森林法第 10 条の２第１項に規定する開発行為の許可

②森林法第 10 条の７の２第１項に規定する森林の土地の所有者となった旨の届出

③森林法第 10 条の８第１項に規定する伐採及び伐採後の造林の届出

４　森林計画図の閲覧場所は、青森県農林水産部林政課、中南並びに西北農林水産事務所。

第２　森林の整備及び保全に関する基本的な事項

１　森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

（１）森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の機能ごとに、その機能の発揮上から望ましい森林の姿を次のとおりとします。

水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や粉じん等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、又は自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で有用な樹木により構成され、高い成長力を有する森林であって、林道等の生産基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する各機能の充実と機能間の調整を図り、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の構成、林道の整備状況、社会的要請等を総合的に勘案し、（１）で掲げる森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針を次のとおりとします。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小・分散を図ることとします。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により、人命・人家等に被害を及ぼすおそれがある森林など、山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然的条件や県民のニーズ等に応じ、天然力を活用した施業を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留め等の施設の設置を推進することを基本とします。
快適環境形成機能	住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉じん等の影響を緩和する森林及び森林が所在する位置、気象条件等からみて気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 また、快適な環境の保全のための指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然的条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。 また、風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
生物多様性保全機能	森林の生態系が適度なかく乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいて、その土地固有の自然的条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される多様な森林がバランスよく配置されていることを目指すこととします。 とりわけ、原生的な森林、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能維持増進を図る森林として保全することとします。 また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材等の林産物の生産に適している森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、林業適地では、将来にわたり人工林として維持する観点から、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合､森林の集積・集約化や施業の機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。また、利活用等により機能の維持増進を図る天然林では、更新補助作業を含む適切な整備を推進します。

上記森林の中で、現況が人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、多様な伐期の設定や伐採面積の縮小・分散に取り組みつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域（以下「効率的施業森林区域」という。）の設定や森林経営計画の作成等を積極的に推進することで、植栽による確実な更新を行い、これを維持する。

林業適地以外にあるものについては、帯状等の伐採と侵入広葉樹の活用による針広混交林化等により、天然林へ移行する。また、現況が天然林のものは、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため，更新補助作業を含む適切な整備により利活用等を行うこととします。

（３）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

造林や伐採を当該計画に基づいて実施した場合、計画期末（令和１８年度）における森林資源の状態は次のとおりとなります。

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区　分			現　況	計画末期
面積	人工林		２８，６２１ha	２９，５６０ha
	天然林		２３，９８５ha	２２，６３０ha
		利活用等により機能の維持推進を図る天然林	２５１ha	６５１ha
森林蓄積			２４５m³/ha	２３９m³/ha

注１　人工林とは、主として植栽又は人工下種により成立している森林。例えば、植栽によるスギ、ヒバ、カラマツ、アカマツ等からなる森林（伐採跡地を含む）。

２　天然林とは、主として種子の自然散布による更新、ぼう芽による更新等の天然更新により成立している森林。例えば、天然更新によるミズナラ、クヌギ、コナラ、ブナ、アカマツ等からなる森林（竹林及び未立木地を含む）。

２　その他必要な事項

木材価格の低迷等により、経営管理が行われていない森林が顕在化していることから、森林経営計画の作成を推進して集約化と効率的な森林整備を進めるとともに、森林経営管理制度を活用した市町村や民間事業体による森林の経営管理を推進します。また、保安林制度等による適切な森林の整備及び保全を推進することとします。

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項

（１）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採のうち主伐については、目的樹種の更新を伴う伐採であり、その方法については皆伐又は択伐によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採面積の縮小・分散に取り組むとともに、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の樹高程度の林帯を確保するとともに、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を推進するほか、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うとともに、造林作業及び天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類の整理を行うこととします。

特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況のほか、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況等に配慮することとします。

なお、自然的条件が劣悪なため、更新を確保するための伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採方法については、択伐等適確な更新に配慮することとします。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、風雪害等の各種被害の防止、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等の観点から、所要の保護樹帯を設置することとします。

また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月１６日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）に基づく方法による伐採・搬出を確実に行うこととします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

ア　皆伐

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとします。

イ　択伐

択伐については、単木、帯状又は群状に、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととします。

また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率を 30%以下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）にすることとします。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立

木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めることとします。

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢については、主要樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して定めることとします。

この場合、施業の体系が著しく異なる地域がある場合には、当該地域ごとに定めることとします。

なお、次表の標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

樹　種	ス　ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広　葉　樹	
					きのこ原木用	その他
林齢 (年)	４５	４０	４０	５５	２０	３０

（３）その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則第 10 条に規定する森林（法令により立木の伐採につき制限がある森林）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的達成に必要な施業を行うこととします。

また、森林の生物多様性の保全のを図る観点から、施業の実施に当たっては、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和６年３月林野庁策定）を踏まえ、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小・分散、伐採後の更新の確保、尾根筋の保護樹帯の設置、渓畔林の保全、樹洞木及び枯損木並びに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、農地や草地等と複合生態系を構成する二次的な里山林の保全管理等に努めることとします。

２　造林に関する事項

（１）人工造林に関する指針

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林については、将来にわたり人工林を維持する自然的・社会的条件の良い林業適地のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととします。人工造林をすべき対象樹種の選定は、ヒバなどの郷土樹種や広葉樹も考慮に入れて、適地適木を基本とし、地域の自然的条件、樹種の特質、種苗の需給動向、新たな施業技術等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することとします。

また、成長等に優れた特定母樹由来の苗木や花粉の少ない苗木の供給体制の整備等によりその増加に努めるとともに、広葉樹の苗木については、生物多様性保全の観点から採取地が明らかな種穂を用いた苗木の選定に努めることとします。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとします。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然的条件、既往の造林方法等を勘案した適地適木を基本に、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等に努めることとします。

なお、樹種別及び仕立ての方法別の標準的な植栽本数は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として次のとおり定めることとします。

【人工造林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数】

主 な 樹 種	植栽本数(本／ha)
スギ	1,000(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
カラマツ	1,500(疎) ～ 3,000(中) ～ 3,500(密)
アカマツ、クロマツ	2,000(疎) ～ 4,000(中) ～ 5,000(密)
ヒバ	1,500(疎)～ 3,000(中)～ 3,500(密)
ブナ、ケヤキ、ナラ、クリ	2,000(疎) ～ 3,000(中) ～ 4,000(密)
キリ	300(疎) ～ 450(中) ～ 600(密)

注　1　保安林で植栽指定のある場合には、指定された樹種及び本数を植栽することとします。

2　複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、上層木の立木の樹冠占有面積等を勘案のうえ植栽することとします。

3　定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員の指導により植栽することとします。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の持つ公益的機能の維持及び森林資源の早期回復を図るため、次のとおり定めることとします。

（ア）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

人工造林によるものとし、その期間は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とします。

（イ）皆伐の場合

裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、気候、地形、土壌等の自然的条件に応じて人工造林は伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内とします。

（ウ）択伐の場合

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内（造林補助事業により択伐を実施した場合は２年以内）とします。また、必要に応じて植込み等を行うこととします。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において、

人工造林を行う際の規範として定めることとします。

（２）天然更新に関する指針

天然更新については、天然下種更新における前生稚樹の生育状況、ぼう芽更新における伐採時の林齢や根元直径など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主に天然力活用により適確な更新が図られる森林において行うこととします。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

更新樹種の中から、適地適木を旨として、自然的条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象とする樹種は次のとおりとします。

更新対象樹種は、針葉樹及びブナ・ナラ類、クリ・クルミ類、ケヤキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、トチノキ、シナノキ、ハリギリ、アオダモ、カバノキ類、ハンノキ類、ヤマグワ、ヤマナラシ、ミズキ、カシワ等、郷土樹種の広葉樹であって、将来その林分において適確な更新が可能である高木性の樹種とします。

なお、天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

（ア）樹種別の期待成立本数

人工造林に準ずるものとし、天然更新すべき立木の本数は、上記アの天然更新対象樹種の期待成立本数（10,000 本/ha）の３/10 である 3,000 本/ha（立木度３）とします。

（イ）天然更新の方法

ａ　天然下種更新

天然下種更新による場合には、それぞれの森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

（ａ）地表処理については、ササや堆積した粗腐植等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。

（ｂ）刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。

（ｃ）植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとします。

ｂ　ぼう芽更新

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うこととします。

（ウ）天然更新の完了確認

天然更新の完了確認は、伐採跡地に標準地を設定し、後継樹の樹高及び成立本数を調査するものとし、具体的な調査方法は「青森県における天然更新完了基準」（平成 21 年２月４日制定）に基づき、市町村が作成した基準（県の作成した基準を用いることも可）によることとします。

なお、天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において更新を行う際の規範として定めることとします。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とします。

なお、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定めることとします。

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した樹種や天然下種更新に必要な母樹又は母樹林の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、病虫獣などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して天然更新が期待できない森林については、植栽により適確な更新を確保することとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新の確保が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めることとします。

（４）その他必要な事項

ア　伐採後の適正な造林の確保

森林の持つ多面的機能の発揮及び将来にわたって資源を循環利用していくためには、着実に森林として更新していくことが必要であり、森林所有者等が提出する「伐採及び伐採後の造林の届出」における造林計画の確実な実行を促進することとします。

また、森林所有者が再造林に意欲的に取り組めるよう、青い森づくり推進機構と連携して、再造林に係る森林所有者の負担軽減に努めることとします。

イ　低コスト造林の推進

施工性に優れたコンテナ苗の活用や伐採、搬出から地拵え、植栽までを効率的に行う一貫作業システムの導入等により造林の低コスト化を積極的に推進することとします。

ウ　種苗供給体制の強化

優良な種苗を確保し、需要に応じた円滑な造林を推進するため、カラマツやスギ特定母樹の採種園、コンテナ苗の生産施設等の整備など、種苗供給体制の強化を図ることとします。

エ　多様な主体による森林づくり活動の推進

企業等の多様な主体の参加を促進し、社会全体での森づくり活動を推進することとします。

３　間伐及び保育に関する基本的事項

（１）間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐の実施に当たっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造や根系の発達を促すため、既往の平均伐期齢や間伐の方法を勘案するとともに、間伐率については、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとします。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定めることとします。

【主な樹種別の間伐の回数、実施時期（林齢）、間伐率等】

樹種	施業体系	地位級	間伐時期（林齢）					伐期目標			備考
			1回	2回	3回	4回	5回	上層樹高	平均直径	材積	
スギ	植栽本数 3,000 本 伐期 80 年 本数伐採率	３	19 31.0	26 29.8	37 28.5	58 27.6		m 28.1	㎝ 39.8	㎥ 914.6	1 間伐方法は原則として青森県林分密度管理図を利用するが、他の方法により実施してもよいものとする。 2 ＊は保育間伐とする。
アカマツ	植栽本数 4,000 本 伐期 80 年 本数伐採率	３	20 32.4	23 32.0	31 33.0	38 33.6	56 30.3	24.4	39.1	456.2	
カラマツ	植栽本数 3,000 本 伐期 80 年 本数伐採率	３	＊11 41.1	17 38.1	38 34.0			22.7	25.9	322.2	
広葉樹	天然更新 伐期 100 年 本数伐採率	２	50 48.2	70 48.2				20.0	26.6	163.9	

注１　上の表の時期にかかわらず、間伐の開始時期は、林冠がうっ閉して林木の競争性が生じ始めた時期を初回とします。

２　下層植生を有する林分構造が維持されるよう、適切な伐採率と伐採間隔で間伐を行うこととします。

３　複層林施業にあっては、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、公益的機能の維持に配慮して上層木の伐採を実施するものとし、また、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）にあっては、樹冠の閉塞による林内照度の低下を調整して、公益的機能の維持に配慮した伐採を行うこととします。

４　森林の状況や林道等の搬出施設の整備状況に応じて、林業機械の活用による効率的な実施を図ることとします。

（２）保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は、原則として下刈り、除伐等とし、目的樹種の樹木の成長を助け、健全化を図ることとします。

ア　下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うこととします。

下刈りに当たっては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じ、適時適切な作業法により行うこととし、その実施時期及び回数については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

イ　除伐（保育間伐を含む）

除伐は、下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために行うこととします。

除伐に当たっては、森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

なお、保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定めることとします。

【樹種別の保育の標準的な方法】

樹種	種類	林齢																				施行回数		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21~25	年数	回数
スギ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△														5	5
	除　伐												○										1	1
	枝打ち												○							○		△	2	2
	つる切り等																						適　宜	
アカマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除　伐												△										―	―
	つる切り等																						適　宜	
カラマツ	下刈り	○	○	○	○	○	△																5	5
	除　伐									○													1	1
	つる切り等																						適　宜	
ヒバ	下刈り	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△												7	7
	除　伐														○								1	1
	つる切り等																						適　宜	

注　下刈りの○は年１回、△は必要に応じて行うことを基本としますが、森林の状況に応じて適時適切に実施することとします。

（３）その他必要な事項

間伐及び保育を行う際には、林地の保全に配慮し、必要に応じ林地残材や枝条の集積などを行うとともに、裸地化による表土の流亡等の防止に努めることとします。

また、間伐については、低コスト施業や集約化を進め、自然の地形を活かした路網整備と先進的な林業機械を組み合わせた効率的な低コスト作業システムの導入などにより搬出間伐を促進することとします。

４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法は、市町村森林整備計画において当該区域及び施業方法を定める際の規範として定めることとします。

（１）公益的機能別施業森林区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

森林の有する公益的機能に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林は、「水源の養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：水源養機能維持増進森林）」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）」、「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：快適環境形成機能維持増進森林）」、「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称：保健文化機能維持増進森林）」を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、重複も含めて設定することとします。

【各機能別の区域の設定基準】

水源の涵養の機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林で、水源かん養保安林、干害防備保安林等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林で、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等
快適な環境の形成の機能	日常生活に密接な関わりを持ち生活環境を保全する森林で、風害・水害・干害等の防備保安林等
保健文化機能/ 生物多様性保全機能	史跡、名勝等の所在する森林、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する森林、地域住民の保健・教育的利用等に適した森林、保健保安林、風致保安林、原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林

注　生物多様性保全機能については、伐採や自然のかく乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原生的な森林や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとします。

イ　森林施業の方法に関する指針

（ア）水源の涵養の機能

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、皆伐面積の規模の縮小・分散をするほか、伐期の延長を図ることとします。

また、林業適地以外の人工林については、針広混交林化等により天然林への移行を誘導することとします。

なお、伐採面積の規模を縮小・分散した皆伐を推進すべき森林を次のとおり定めることとします。

次の条件のいずれかに該当する森林
(a)　地形
- 標高の高い地域
- 傾斜が急峻な地域
- 谷密度の大きい地域
- 起伏量の大きい地域
- 渓床又は河床勾配の急な地域
- 掌状型集水区域

(b)　気象
- 年平均又は季節的降水量の多い地域
- 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

(c)　その他
- 大面積の伐採が行われることが多い地域

（イ）土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能、保健文化機能、生物多様性保全機能

伐採に伴って発生する裸地の縮小・分散をするとともに、複層林施業を行うこととします。

なお、複層林施業を行うべき森林を機能別に次のとおり定めることとします。

ａ　土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能

次の条件のいずれかに該当する森林

(a)　地形
- 傾斜が急な箇所
- 傾斜の著しい変移点を持っている箇所
- 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所

(b)　地質
- 基岩の風化が異常に進んだ箇所
- 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所
- 破砕帯又は断層線上にある箇所
- 流れ盤となっている箇所

(c)　土壌帯
- 火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所
- 土層内に異常な滞水層がある箇所
- 石礫地から成っている箇所
- 表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所

ｂ　快適な環境の形成の機能

次の条件のいずれかに該当する森林

(a)　都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相を成しているもの

(b)　市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林

(c)　気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

ｃ　保健文化機能・生物多様性保全機能

次の条件のいずれかに該当する森林（(d)については、択伐による複層林施業に限る。）

(a)　湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林

(b)　紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの

(c)　ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林

(d)　希少な生物の保護のため必要な森林

（イ）において、適切な伐区の形状・配置等により、一部を皆伐したとしても、林分の保全機能、生活環境保全機能、風致の維持等の確保が可能な場合には、長伐期施業等を行うこととします。なお、伐採に当たっては伐採面積の縮小・分散を図るものとします。また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施

業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、当該樹種の保残又は後継樹の確保、若しくは植栽を行うこととします。

（２）木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成されているなど、木材等の林産物の生産に適している森林の区域について設定するものとします。

また、当該区域のうち、自然的・社会的条件がよい林業適地にある、下記全てに該当する区域を、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとします。

・平均傾斜 35°未満

・林道等までの距離 1,500m未満

・山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区、地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険区域、及び砂防指定地の指定がない

なお、（１）の機能と重複する場合には、公益的機能の発揮に支障がないように努めることとします。また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、当該区域として確実に設定するものとします。

イ　施業の方法に関する指針

（ア）人工林

成長量が比較的高く傾斜が緩やかな場所に位置するものについては、木材等生産機能の発揮を期待する人工林として確実に維持し、資源の充実を図ることとします。この場合、長伐期や短伐期など多様な伐期の伐採を行うとともに、確実な更新を図ることとします。

また、一般用材生産を目標とする場合は、伐採の方法は皆伐、良質材生産の場合は択伐を基本とし、第３の２に示す植栽による確実な更新、同３の保育及び間伐等の実施、同５の路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、急傾斜地やせき悪地等に生育する森林については、間伐又は帯状・群状の択伐により天然林への移行を誘導することとします。

（イ）天然林

里山林のような利活用等により機能の維持増進を図るものについては、多面的機能の維持増進を図るため適切な整備による利活用を推進することします。

それ以外の天然林については、天然力を活用した施業を推進することとします。

（ウ）その他

（ア）（イ）のほか、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」における人工林の皆伐後は、原則、植栽による更新を行うこととします。

ただし、アカマツの天然下種更新及びナラ等の広葉樹で萌芽更新が可能な場合を除くこととします。

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとします。その開設については、森林の整備及び保全並びに木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進します。

また、林道の整備については、自然的条件や社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に行い、改築・改良を含む質的向上を図ることとします。

【基幹路網の現状】（R8.3.31 現在）　　単位　延長：km

区　　分	路　線　数	延　　長
基幹路網	176	394
うち林業専用道	0	0

（２）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業は、対象森林の植生状況はもとより、当該森林の地形条件、特に、傾斜によりその効率が左右されることから、傾斜区分に応じた作業システム及び路網密度を次の表のとおり定めることとします。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】　単位　路網密度：ｍ／ｈａ

区分	作業システム	路網密度
緩傾斜地（０°～15°）	車両系作業システム	110m/ha 以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85m/ha 以上
	架線系作業システム	25m/ha 以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60m/ha 以上
	架線系作業システム	20m/ha 以上
急 峻 地（35°～）	架線系作業システム	５m/ha 以上

（３）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網整備等推進区域は、林道や公道を幹線として、森林経営計画区域及び当該区域の木材搬出エリアを勘案して、(2)の路網密度及び作業システムに適合するように設定することとします。

（４）路網の規格・構造についての基本的な考え方

ア　林道

林道の開設等に当たっての規格・構造については、「林道規程」（昭和 48 年４月１日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）によることとします。

イ　林業専用道

林業専用道は、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供することから、森林施業のポイントや森林作業道との分岐点等を考慮しながら、地形・地質の安定している箇所を通過するよう選定するとともに、普通自動車（10 トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワーダの輸送能力に応じたものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県林業専用道作設指針」（平成 23 年３月 18 日制定）に則り開設することとします。

ウ　森林作業道

森林作業道は、土工量の縮減を通じた作設経費の抑制を図る観点等から、作業システムに応じた必要最小限の規格とするものとし、地形や地質等の自然条件を勘案し、路線を選定するとともに、林業機械（２トン積程度のトラックを含む）の走行を想定したものとします。

また、路網整備にあたっては、「青森県森林作業道作設指針」（平成 23 年５月 18 日制定）に則り開設することとします。

（５）林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出については、現地の地形や地質、土壌、湧水等の状況を十分確認し、土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定して必要最小限の集材路等を計画するものとします。急傾斜地等の地形、地質、土壌等の条件が悪い場所においては架線集材の検討を行い、集材路を作設する場合は、盛土を丸太組で支える等の十分な対策を講ずるものとします。

集材路・土場の作設時には、土砂の流出や転石、伐倒木等の落下が無いよう線形計画、切土・盛土の抑制及び残土の処理、路面保護や排水処理を適切に行うとともに、生物多様性や景観へも配慮するものとします。

また、伐採後の植栽作業を想定して効率的な地拵え等が行えるよう枝条等を整理することとし、天然更新を予定している場合は、萌芽更新や下種更新等の妨げとならないよう枝条等を山積みにすることを避けることとします。

搬出後、枝条や残材を現場に残す場合は渓流沿いや道路脇に積み上げず、置く場所を分散させる等の対策を講ずるものとします。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支

障を生ずると認められる森林とします。
当計画区では該当ありません。

（６）その他必要な事項

伐採木の集積場として使用する土場については、集材距離や搬出の効率性等を考慮し、適切に配置することとします。

６　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

（１）森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア　森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営の受委託等により森林経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者等への普及・啓発活動を強化し、森林施業の委託を推進するものとし、森林施業や森林の経営の受託等を担う森林組合等林業事業体に対する経営方針の明確化、経営管理・施業の合理化、経営基盤の強化を促進することとします。

また、森林組合等林業事業体に対して、航空レーザ計測等により整備された高度な森林資源情報の提供及び公開並びに助言、あっせん等を行うことで、森林経営の受委託を推進することとします。

イ　森林施業の共同化に関する方針

津軽流域林業活性化センター等を活用して、森林所有者等の合意形成、施業実施協定の締結の促進等を行うことにより、共同して行う森林施業の推進体制を整備することとします。

また、森林所有者等からの施業の受託の促進及び森林組合等施業を受託する者による森林施業の共同化を推進することとします。

ウ　国有林との連携

民有林と国有林の連携による路網整備の基盤整備とともに、伐採から植栽、保育、間伐に至る森林整備を推進することとします。

また、路網整備や森林整備における技術交流を促進することとします。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林所有者が自ら経営管理を行えない森林について、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営体に再委託し、適さない森林については、市町村自らが経営管理を実施する森林経営管理制度について、中心的な役割を担う市町村を支援し、制度の活用に努めることとします。

特に、林業経営に適した森林については、地域の関係者の協議による集約化構想の作成、権利集積配分一括計画による権利設定、林業経営体へのあっせんなど、林業経営体への森林の集積・集約化に向けた取組を促進することとします。

（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、森林組合等の林業事業体における雇用の安定化及び他産業並みの労働条件の確保など雇用管理の改善を推進するとともに、林業への就業希望者を対象に基礎的な知識や技術の習得を支援する「青い森林業アカデミー」の研修実施のほか、青森県林業労働力確保支援センターによる県内外からの就業相談や、青森県森林組合連合会が行う「緑の雇用事業」を活用した担い手育成のための研修等とも連携を図りながら、キャリア形成を促進することとします。

また、林業事業体の経営方針の明確化、事業量の安定的な確保、合併・協業化等事業の合理化など、事業の合理化を通じた経営体質の強化を支援することとします。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア　先進的な林業機械の導入促進

森林施業の効率化、労働強度の軽減、安全作業の確保、遠隔操作、自動運転等のスマート林業技術が実装された林業機械の導入や稼働率の向上を促進することとします。

イ　機械作業システムの目標

地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムの一般的な目標は次のとおりとします。

地　形	平均集材距離 （路網密度）	機 械 作 業 シ ス テ ム
急傾斜地	～25m （175m/ha～）	（伐木）　（木寄せ）　（造材）　（集材） チェンソー ⇒ グラップル ⇒ プロセッサ ⇒ フォワーダ ハーベスタ＋チェンソー ⇒ ハーベスタ ⇒ フォワーダ
	～100m （44m/ha～）	（伐木）　（集材）　（造材） チェンソー ⇒ スイングヤーダ ⇒ プロセッサ
	～200m （22m/ha～）	（伐木）　（集材）　（造材） チェンソー ⇒ タワーヤーダ ⇒ プロセッサ
	200m～ （～22m/ha）	（伐木）　（集材）　（造材） チェンソー ⇒ 集材機 ⇒ プロセッサ
緩傾斜地		（伐木・造材）　（集材） ハーベスタ ⇒ フォワーダ

（５）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

森林所有者等から木材製造業等に至る木材の安定的取引関係の確立のため、地域の特性に応じた原木需給システムを構築するとともに、低コストかつ品質や性能が明確で、需要者のニーズに即した木材製品を安定的に供給できる体制を整備するため、加工機械や乾燥機等の整備を推進することとします。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全て

の木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

（６）その他必要な事項

ＵＩＪターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備を促進し、林業への新規就業と必要な知識・技術の習得等を推進することとします。

第４ 森林の保全に関する事項

１ 森林の土地の保全に関する事項

（１）樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

全国森林計画第４表（３）「森林の土地の保全に特に留意すべき森林」の指定基準に基づき、森林の施業及び土地の形質の変更に当たって、森林の土地の保全に留意すべき事項及び所在について、次のとおり定めます

単位　面積:ha

所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町村	地区				
総数		14,701			
弘前市	旧弘前市 3,7～15,19,39,46～50,52～74,76～78,124,128,129,131,132 旧岩木町 1～4,8～10,19,22～24,30 旧相馬村 87-2,88,92～95,98～102,105～116,121,123	2,027	水源涵養、土砂流出防止等の機能を維持増進するため、森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊の防止を厳守するものとして、伐採にあたっては択伐、小区画皆伐、等高線方向の交互帯状皆伐等の適正な施業が望ましい。	水かん 土流 土崩 防風 雪崩 保健 風致 砂防 急傾斜	1,668 220 12 5 9 126 17 80 10
黒石市	160,171,177-2,180～184,188～195-1,195-3,195-5,196～198,200,202,203,205,207～209,211～213,217,219,221～224,226～228-1,229～233,235,236,240～247,249～251	1,384		水かん 土流 土崩 干害 雪崩 保健 風致 砂防 急傾斜	1,180 98 12 10 33 41 9 13 2
平川市	旧平賀町 255～264,271,273～278,283,288-2～288-5,290,291-1,291-3,291-4,292-1,292-2,293～304,306～309 旧碇ヶ関村 80-1,82～84,86-1,87,89-2,90,93,94,95,97,98,100	1,725		水かん 土流 土崩 干害 雪崩 保健 砂防 急傾斜	1,457 192 27 4 7 313 17 7
大鰐町	1,6,10,11,13,14,16～27,29～38,40,42,43,45～47,51,52,54～56,59,61～64,69,72,74～76,78,79	834		水かん 土流 土崩 雪崩 砂防 急傾斜	103 653 4 2 32 8
西目屋村	134～136,139～141,143～147,149,150,152,153,155～163,166	492		水かん 土流 土崩 雪崩 砂防	537 45 0 11 26

単位　面積:ha

所在		面積	留意すべき事項	備考	
市町村	地区				
五所川原市	旧五所川原市 59-1, 70, 72-1, 74-1, 75-1, 76, 78, 79, 81, 82, 84 ～96, 98～101, 103～108, 111～113 旧金木町 43, 45-2, 47～49, 51-1, 51-2, 54, 55, 58 旧市浦村 5-1, 5-2, 6-2, 7, 8-1, 8-2, 9～11, 12-1, 12-2, 14, 15	2,008	水源涵養、土砂流出防止等の機能を維持増進するため、森林内の地表や土壌の攪乱及び林床の破壊の防止を厳守するものとして、伐採にあたっては択伐、小区画皆伐、等高線方向の交互帯状皆伐等の適正な施業が望ましい。	土流 飛砂 防風 潮害 干害 防火 魚つき 保健 砂防	1,720 125 180 0 9 4 9 35 20
つがる市	旧木造町 56～63, 66, 68～71, 74, 75, 77～79, 81, 83～85, 87, 89～93, 95～105 旧森田村 158, 160-1, 160-2, 161, 163 旧車力村 2～7, 9～16, 18～26, 28～32	2,042		飛砂 防風 干害 保健 急傾斜	117 1,905 8 186 1
鰺ヶ沢町	1～6, 10～15, 18～36, 38～40, 42～51, 53～55, 57～61, 63～80	2,309		水かん 土流 土崩 飛砂 防風 雪崩 防火 保健 砂防 急傾斜	0 2,023 4 3 74 3 3 51 73 67
深浦町	旧深浦町 1, 9～13, 16-1, 16-2, 17, 23, 24, 26, 27～29, 32, 34, 37～41-3, 44, 45, 47～53, 55, 56, 59 旧岩崎村 60～63, 65-2, 67, 70～83	725		水かん 土流 土崩 飛砂 防風 落石 防火 保健 砂防 急傾斜	4 588 11 10 57 6 14 111 96 3
鶴田町	114, 115	59		防風 保健	57 43
中泊町	旧中里町 16～19, 21～28, 32, 35, 37～41 旧小泊町 2-1, 2-2, 3, 4	663		水かん 土流 土崩 防風 干害 砂防 急傾斜	0 633 2 0 13 24 11

注１　制限林の種類名の略字は下記のとおりである。
水かん＝水源かん養保安林　　土流＝土砂流出防備保安林　　土崩＝土砂崩壊防備保安林
防風＝防風保安林　　干害＝干害防備保安林　　雪崩＝なだれ防止保安林
防火＝防火保安林　　保健＝保健保安林　　風致＝風致保安林
砂防＝砂防指定地　　急傾斜＝急傾斜地崩壊危険区域

２　備考欄の数字は重複する制限林面積です。

３　森林の所在は、当該林班の全部又は一部が該当するもので、その詳細は森林簿によります。

（２）森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

当計画区では該当ありません。

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

林地の保全に支障を及ぼさないよう森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林や良好な自然環境を形成する森林など安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとします。

また、土石の切取り、盛土その他の土地の形質の変更を行う場合は、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用、森林の現況、土地の形質の変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うとともに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等、適切な措置を講じることとします。

林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土及び環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとします。特に、防災や環境への影響等に対する懸念が高まっている太陽光発電設備の設置に係る開発については、地域との共生が図られるよう、令和７年の森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の改正等による許可条件違反に対する罰則の規定の新設や許可基準等の見直しにより規律を強化した林地開発許可制度を厳正に運用することとします。あわせて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

２　保安施設に関する事項

（１）保安林の整備に関する方針

地域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養（かん）、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとします。

（２）保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区は、水源の涵養（かん）、土砂の流出防備、飛砂の防備等の保安林の目的を達成するため、森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認められるときに、その事業を行うのに必要な限度において指定することとします。

（３）治山事業の実施に関する方針

近年の大雨等による土砂流出や流木災害の激甚化等、災害の発生形態の変化を勘案しつつ、自然災害から地域住民の生命・財産を守り、県土の保全を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の森林整備や渓間工、山腹工、海岸防災林の整備・保全などを行うこととします。

また、流域治水における「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」として、浸透・保水機能を維持・向上させるための森林整備に取り組むとともに、地域における避難体制の整備など減災に向けた効果的な対策を講じるほか、コスト削減や豊かな環境づくりにも配慮するものとします。

（４）特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる特定保安林については、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、指定の目的に即した機能の確保を図ることとします。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

（５）その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するには、地元住民の理解・協力が不可欠であることから、保安林制度の一層の普及啓発と浸透に努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置・更新、巡視及び指導の徹底等を適正に行います。また、衛星画像等を活用し、保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進します。

３　鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法の方針は、市町村森林整備計画において当該区域及び当該区域内の鳥獣害の防止の方法を定める際の規範として定めることとします。

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア　区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況を確認できる全国共通のデータ等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとします。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、被害防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進するとともに、県の関係機関の他、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとします。

（２）その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域において、防護柵や幼齢木保護具等の対策が、対象鳥獣の被害防止に有効かつ適切に実施されているか確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、森林組合や森林所有者等からの情報収集等に努めることとします。

４　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

（１）森林病害虫等の被害対策の方針

ア　松くい虫被害

本計画区において、松くい虫被害が発生していることから、関係機関と連携した監視、駆除、予防などの防除対策を徹底するほか、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう、県のホームページ等を利用した普及啓発に努めます。

また、松くい虫被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるマツの伐採は避けることとします。

イ　ナラ枯れ被害

本計画区においては、ナラ枯れ被害が拡大していることから、県及び市町村がそれぞれ特に公益性が高いナラ類を重点的に保護する「守るべきナラ林」に選定し、継続的に保全していくとともに、更新伐による森林の若返りを図り、被害を受けにくい森林づくりを進めます。

また、ナラ枯れ被害の予防対策として、媒介昆虫の活動期におけるナラ類の伐採は避けることとします。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）

本計画区において、鳥獣による大きな森林被害は確認されていませんが、近隣県で被害が報告されているニホンジカの目撃情報が、本計画区でも増加していることから、国や市町村、森林組合、狩猟関係者、森林所有者等と連携し、目撃情報の収集に努め、適切に対応することとします。

一方で、地域におけるクマの出没・被害の実情等に応じて、野生鳥獣の生息環境の保全・整備に向け、林業適地以外の人工林の針広混交林化や広葉樹林化による天然林への着実な移行、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、林業の活性化や里山林整備活動の促進、緩衝帯の整備等、野生鳥獣との共存にも配慮し、多様な森林の維持造成を図ることとします。

（３）林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、計画的な巡視活動に加えて、山火事防止パレードや県のホームページによる林野火災に係る広報・啓発の強化、延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動にも資する林道等の整備、森林情報の整備及び共有等による林野火災に強い地域づくりを進めます。

また、森林所有者等が、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従う必要があることから、普及啓発に努めることとします。

第５　保健機能森林の整備に関する事項

森林の有する保健機能を高度に発揮させるため、森林の施業及び森林の利活用に供する施設の整備を一体的かつ計画的に推進することとします。

１　保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の区域の設定にあたっては、次の要件をすべて満たしている森林を対象とすることとします。

なお、区域の基準は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域を定める際の規範として定めることとします。

（１）湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林

（２）地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林施業と施設とを一体的かつ計画的に整備し、森林資源の総合利用を促進することが適当である森林

（３）森林施業の担い手が存在し、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業が可能である森林

２　保健機能森林区域内の施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の他、水源の涵（かん）養及び県土保全等の機能の増進を補完する役割があることから、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施することとします。

なお、施業の方法に関する指針は、市町村森林整備計画において保健機能森林の区域内の施業を行う際の規範として定めることとします。

３　保健機能森林区域内における森林保健施設の整備の指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこととします。また、施設の設置等に当たっては、森林の有する諸機能に著しい支障を与えないよう配慮することとします。併せて、市町村森林整備計画において、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高。）を定めることとします。

なお、保健施設の整備の指針は、市町村森林整備計画において行う際の規範として定めることとします。

４　その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の交通安全等の確保に留意することとします。

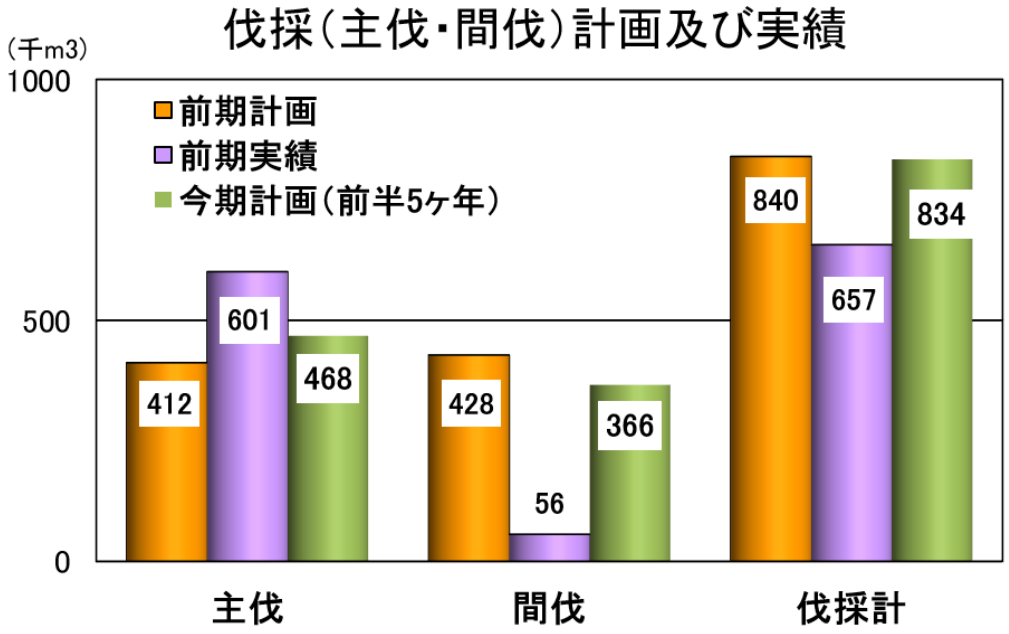
なお、保健機能森林の設定、整備等に当たっては、当該森林により確保されてきた自然環境の保全や国土の保全に適切な配慮を行うこととします。

第６　計画量等

１　伐採立木材積

単位　材積：千m^3

区　分	総　数			主　伐			間　伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総　数	1,546	1,221	325	1,000	675	325	546	546	－
前半5ヶ年の計画量	834	636	198	468	270	198	366	366	－



（今期計画の考え方）

今期計画では、森林資源が本格的な利用期を迎えており、本計画区の木質バイオマス発電施設や隣接する計画区の大型木材加工施設等による木材需要に対応するとともに、森林の保続培養を図る観点から、主伐、間伐を合わせた伐採立木材積の計画量を、前期計画と同等の計画としています。

２　間伐面積

単位　面積：ha

区　分	間伐面積
総　数	9,461
前半5ヶ年の計画量	6,342

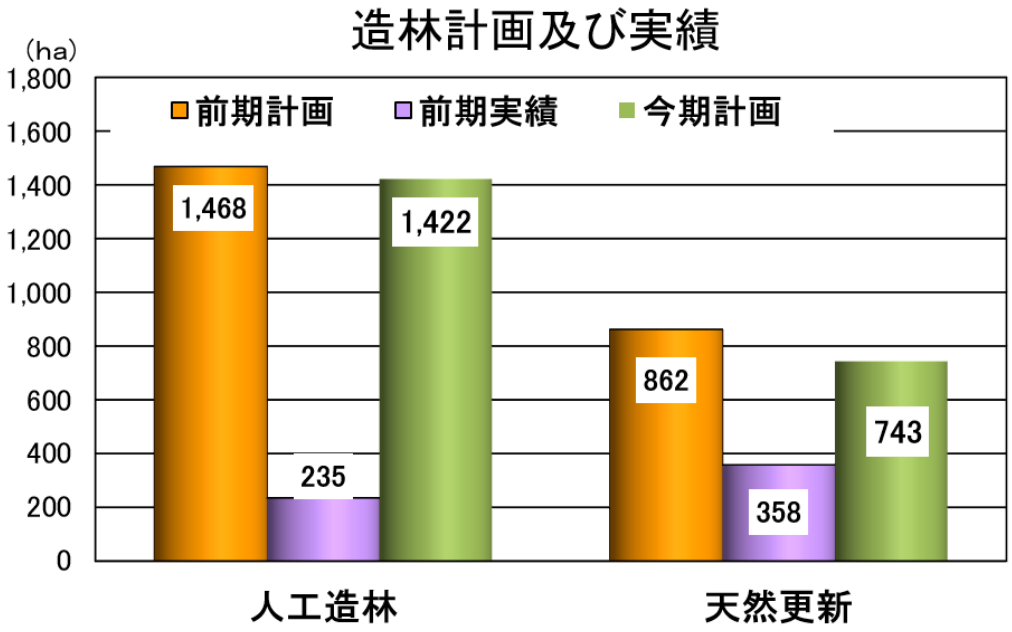
（今期計画の考え方）

今期計画は、上記伐採立木材積（間伐）をヘクタール当たりの平均伐採材積量（間伐）で除した値としています。

３　人工造林及び天然更新別の造林面積

単位　面積：ha

区　分		人工造林	天然更新
総　数		3,037	1,549
	前半5ヶ年の計画量	1,422	743



（今期計画の考え方）

今期計画は、実績を考慮し、前期計画に比較し、人工造林においては３％減、天然更新においては 14％減としています。

４　林道の開設又は拡張に関する計画

［開設］　　単位　延長km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道		弘前市	清水沢	0.6	143		1－1	
			〃	堂ヶ平	1.1	87		1－2	
			〃	長坂	1.2	15		1－3	
			〃	鷲ノ巣	10.0	1,150	○	1－4	
			小計	4路線	12.9	1395	1路線		
開設	自動車道		大鰐町	早高	2.4	200		1－5	
		指定林道	〃	三ツ目内・ 高野新田	7.7	1,044	○	1－6	
			小計	2路線	10.1	1244	1路線		
開設	自動車道		西目屋村	深沢村市	3.4	28		1－7	
			〃	大秋	2.3	121	○	1－8	
			小計	2路線	5.7	149	1路線		
開設	自動車道		平川市	赤石沢	1.3	37		1－9	
			〃	白沢	1.5	42		1－10	
			小計	2路線	2.8	79	路線		
開設	自動車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	3.6	486	○	2－1	
		林業専用道	〃	神山北	1.6	38		2－2	
			小計	2路線	5.2	524	1路線		
開設	自動車道	林業専用道	鰺ヶ沢町	姥袋西	1.4	32		2－3	
		林業専用道	〃	津軽沢南	4.0	46		2－4	
			小計	2路線	5.4	78	路線		
開設	自動車道	林業専用道	中泊町	高根北	1.3	22		2－5	
			小計	1路線	1.3	22	路線		
開設	自動車道		深浦町	松原	3.0	299		2－6	
		指定林道	〃	黒崎大間越	1.0	529	○	2－7	
		林業専用道	〃	上長慶平	1.7	31		2－8	
			〃	石動	1.5	109	○	2－9	
			小計	4路線	7.2	968	2路線		
開設計				19路線	50.6	4,459	6路線		

［開設(改築)］

単位　延長km、面積:ha

開設 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	対図番号	備考
開設(改築)	自動車道		弘前市	天王沢	1.9	74		1－11	
			〃	編笠森	4.0	126		1－12	
			小計	2路線	5.9	200	路線		
開設(改築)	自動車道		平川市	稲荷平	1.7	285		1－13	
			小計	1路線	1.7	285	路線		
開設(改築)	自動車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	2.4	341	○	2－1	
			小計	1路線	2.4	341	1路線		
開設(改築)	自動車道		鰺ヶ沢町	中清水崎	1.2	110		2－10	
			〃	土倉山	4.0	206		2－11	
			〃	派立	3.1	77		2－12	
			小計	3路線	8.3	393			
開設(改築)	自動車道		中泊町	高根	2.9	162		2－13	
			小計	1路線	2.9	162			
開設(改築)	自動車道		深浦町	柳田桜沢	1.6	91		2－14	
			〃	横磯	1.5	78	○	2－15	
			〃	浜野	3.7	131		2－16	
			〃	山科	1.5	51		2－17	
			〃	石動	3.4	109	○	2－9	
		指定林道	〃	黒崎大間越	1.3	529	○	2－7	
			〃	築棒沢宮崎	2.5	67		2－18	
			小計	7路線	15.5	1,056	3路線		
開設(改築)計				15路線	36.7	2,437	4路線		

［拡張(改良)］　　単位　箇所数:箇所、面積ha

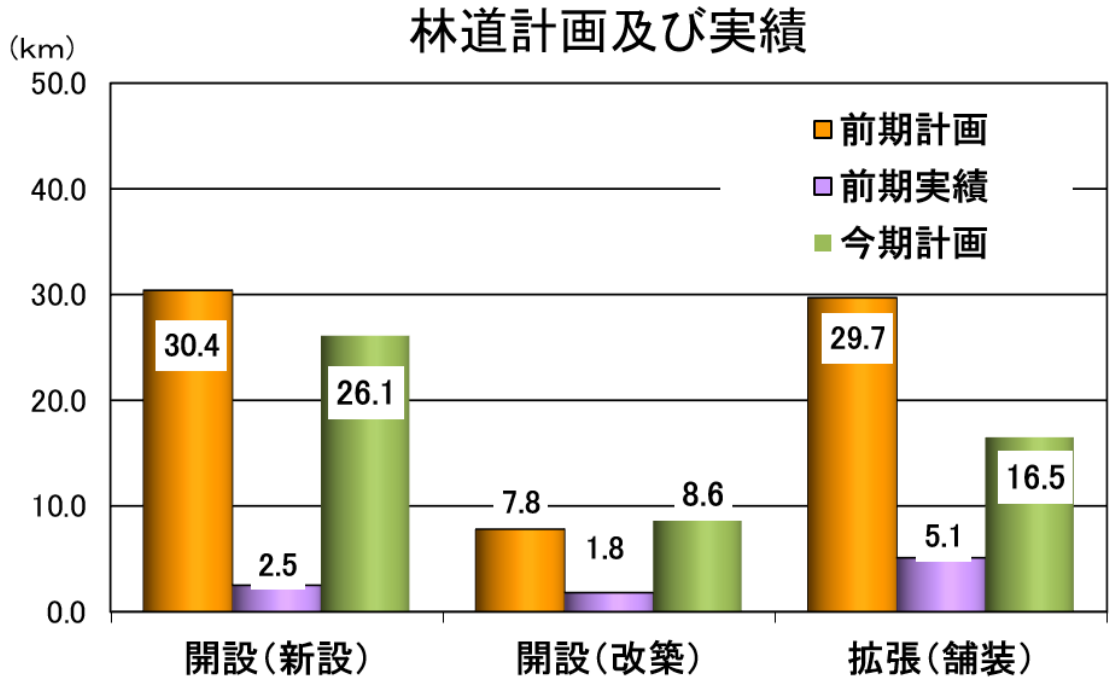
開設拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道		黒石市	上十川大川原	3	1,271		1－14	
			〃	佐山	1	275		1－15	
			〃	池の平	1	32		1－16	
			〃	大沢	2	120		1－17	
			〃	田代平	1	77		1－18	
			小計	5路線	8	1,775	箇所		
拡張(改良)	自動車道		大鰐町	早高	10	200		1－5	
			〃	山月沢	10	100		1－19	
			小計	2路線	20	300	箇所		
拡張(改良)	自動車道		弘前市	滝の沢	5	190	○	1－20	
			〃	中森行	2	48	○	1－21	
			〃	藍内沢田	3	248	○	1－22	
			〃	中泊沢	2	103	○	1－23	
			〃	沢田	1	139	○	1－24	
			〃	深沢	1	33	○	1－25	
			〃	田代相馬	1	197	○	1－26	
			〃	わらびの沢	1	35	○	1－27	
			〃	堂ヶ平	1	87	○	1－2	
			〃	第1下岸田	2	15	○	1－28	
			〃	岸田	1	12	○	1－29	
			〃	編笠森	4	126	○	1－12	
			〃	久渡寺	1	110	○	1－30	
			〃	沢田(相馬)	1	118	○	1－31	
			〃	清水沢	1	148	○	1－1	
			小計	15路線	27	1,609	27箇所		
拡張(改良)	自動車道		西目屋村	大秋	5	121		1－8	
			〃	白沢川	5	162	○	1－32	
			〃	大川	4	441	○	1－33	
			小計	3路線	14	724	9箇所		
拡張(改良)	自動車道		平川市	白手山	5	90		1－34	
			〃	古懸	8	134	○	1－35	
			〃	関根沢	1	114	○	1－36	
			〃	山本	1	24	○	1－37	
			小計	4路線	15	362	10箇所		
拡張(改良)	自動車道		五所川原市	神山	1	263		2－19	
			〃	中の沢	1	116		2－20	
			〃	戸沢	1	138		2－21	
			〃	喜良市	1	105		2－22	
			〃	脇元割長根	1	207	○	2－23	
			〃	前田野目馬神	1	341	○	2－1	
			小計	6路線	6	1,170	2箇所		

拡張(改良)	自動車道		中泊町	鮫貝	1	26		2－24	
			〃	大山長根	1	72		2－25	
			〃	袴腰山	4	1,177	○	2－26	
			〃	第2袴腰山	2	1,231	○	2－27	
			小計	4路線	8	2,506	6箇所		
拡張(改良)	自動車道		鰺ヶ沢町	津軽沢	1	573	○	2－28	
			〃	長間瀬	1	116	○	2－29	
			〃	別所	1	125	○	2－30	
			〃	姥袋	1	791	○	2－31	
			小計	4路線	4	1,605	4箇所		
拡張(改良)	自動車道		深浦町	桜沢	3	139	○	2－32	
			〃	稲の山	1	76	○	2－33	
			〃	長慶平松原	2	299	○	2－34	
			〃	仲津	1	33	○	2－35	
			〃	脇ノ沢	2	94	○	2－36	
			〃	黒崎大間越	1	529	○	2－7	
			〃	築棒沢宮崎	1	67	○	2－18	
			〃	松神	1	265	○	2－37	
			〃	葉野木平	1	94	○	2－38	
			小計	9路線	13	1,596	13箇所		
拡張(改良)計				52路線	115	11,647	71箇所		

［拡張(舗装)］

単位　延長:km、面積:ha

開設拡張	種類	区分	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張(舗装)	自動車道		大鰐町	早高	4.0	200		1－5	
		指定林道	〃	三ツ目内・高野新田	7.7	1,044	○	1－6	
			小計	2路線	11.7	1,244	1箇所		
拡張(舗装)	自動車道		平川市	稲荷平	9.0	285		1－13	
			小計	1路線	9.0	285	箇所		
拡張(舗装)	自動車道		弘前市	篦九枚	1.2	151		1－38	
			〃	滝の沢	5.9	190		1－20	
			〃	湯口	1.1	90		1－39	
			〃	藍内沢田	3.0	248		1－22	
			〃	中泊沢	0.2	72		1－23	
			〃	沢田	0.2	139		1－24	
			〃	深沢	1.0	33		1－25	
			小計	7路線	12.6	923	箇所		
拡張(舗装)	自動車道		西目屋村	大秋	2.0	121		1－8	
			〃	白沢川	2.0	162		1－32	
			〃	大川	4.7	441		1－33	
			小計	3路線	8.7	724	箇所		
拡張(舗装)	自動車道	指定林道	五所川原市	前田野目馬神	6.0	827	○	2－1	
			小計	1路線	6.0	827	1箇所		
拡張(舗装)	自動車道		中泊町	大山長根	0.5	72		2－25	
			〃	高根	2.9	162		2－13	
			小計	2路線	3.4	234			
拡張(舗装)	自動車道		鰺ヶ沢町	姥袋	0.1	791		2－31	
			〃	八景森	0.4	414		2－39	
			〃	中清水崎	1.2	110		2－10	
			〃	土倉山	4.0	206		2－11	
			〃	派立	3.1	77		2－12	
			小計	5路線	8.8	1,598			
拡張(舗装)	自動車道		深浦町	石動	2.8	109		2－9	
			〃	立山	2.1	176		2－40	
			〃	柳田桜沢	1.6	91		2－14	
			〃	横磯	1.5	78		2－15	
			〃	浜野	3.7	131		2－16	
			〃	山科	1.5	51		2－17	
			〃	脇ノ沢	0.5	94	○	2－36	
		指定林道	〃	黒崎大間越	2.3	529	○	2－7	
			〃	築棒沢宮崎	2.5	67		2－18	
			小計	9路線	18.5	1,326	2箇所		
拡張(舗装)計				30路線	78.7	7,161	4箇所		



（今期計画の考え方）

今期計画は、林道整備が伸び悩む現状を考慮しつつ、森林施業の集約化や効率的な森林の管理、木材の大量輸送や、国土強靭化対策及び流域治水対策への対応を鑑み、優先度が高い路線を計画することとして、前期計画と比較し、開設（新設）16%減、開設（改築）10%増、拡張（舗装）44%減としています。

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

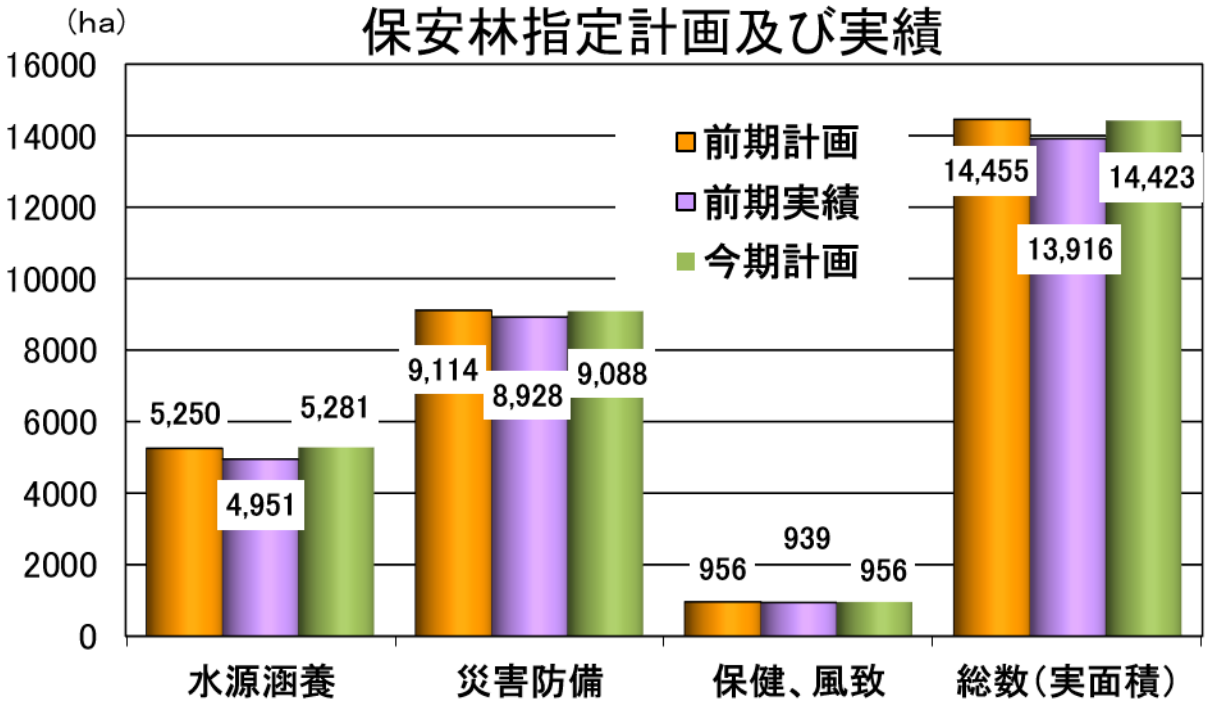
（１）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位　面積:ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画面積	備考
総数(実面積)	14,809	14,423	
水源涵養のための保安林	5,555	5,281	
災害防備のための保安林	9,195	9,088	
保健、風致の保存等のための保安林	961	956	

※　総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない場合があります。



（今期計画の考え方）

今期計画は、総数（実面積）において前期計画と同水準とし、引き続き保安林の指定を着実に推進し、森林の保全を確保します。

②　計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位　面積：ha

指定／解除	種類	森林の所在		面積	前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源かん養保安林	弘前市	薬師堂	32	25	水源のかん養	
			十面沢	30	26		
			十腰内	24	20		
			東岩木山	15	10		
			水木在家	30	0		
			小計	131	81		
		黒石市	沖浦	55	26		
			小計	55	26		
		平川市	唐竹	90	40		
			小国	140	40		
			切明	53	43		
			古懸	85	60		
			小計	368	183		
		深浦町	深浦	50	40		
			小計	50	40		
		計		604	330		
指定	土砂流出防備保安林	平川市	葛川	20	15	土砂の流出の防備	
			小計	20	15		
		大鰐町	虹貝	26	16		
			早瀬野	24	15		
			小計	50	31		
		五所川原市	飯詰	20	15		
			嘉瀬	20	15		
			太田山の井	20	15		
			小計	60	45		
		鰺ヶ沢町	中村町	19	10		
			小計	19	10		
		深浦町	沢辺	28	15		
			田野沢	20	10		
			追良瀬	20	10		
			小計	68	35		
		中泊町	深郷田	21	9		
			薄市	29	15		
			小計	50	24		
		計		267	160		
指定	保健保安林	平川市	小国	11	9	公衆の保健	
			小計	11	9		
		深浦町	追良瀬	11	8		
			小計	11	8		
		計		22	17		

③　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種　類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	－	－	183	183	183
災害防備のための保安林	－	－	3380	3380	3380
保健、風致の保存等のための保安林	－	－	387	387	387
計	－	－	3,950	3,950	3,950

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

当計画区では該当ありません。

（３）実施すべき治山事業の数量

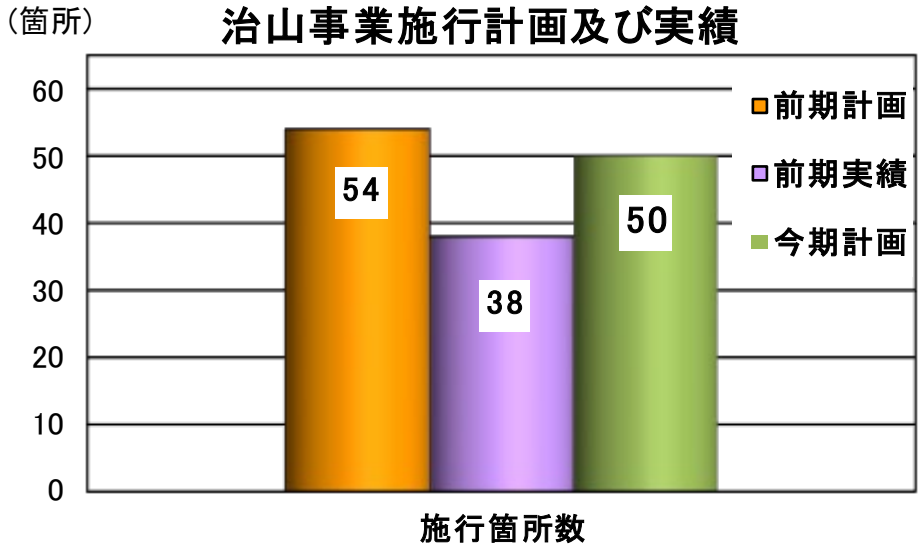
単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヵ年の計画地区数		
弘前市	黒土	1	1	山腹工	
弘前市	藍内	1	1	渓間工、山腹工、地すべり防止工	
弘前市	兼平	1	1	渓間工	
弘前市		4		山腹工、渓間工、本数調整伐	
小計		7	3		
黒石市	南中野	1	1	山腹工	
黒石市	高舘	1	1	山腹工	
黒石市	二庄内	1	1	山腹工	
黒石市	袋	1	1	本数調整伐	
黒石市	浅瀬石	1	1	山腹工	
黒石市	沖浦	1	1	本数調整伐	
黒石市		2		山腹工、渓間工、本数調整伐	
小計		8	6		
平川市	小国川原田	1	1	谷止工	
平川市	切明山下	1	1	山腹工	
平川市	唐竹石倉	1	1	渓間工、地すべり防止工	
平川市	碇ヶ関永野	1	1	山腹工	
平川市	尾崎黒倉沢	1	1	山腹工	
平川市	碇ヶ関踏田切	1	1	渓間工、山腹工	
平川市		3		山腹工、渓間工、本数調整伐	
小計		9	6		

単位　地区

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5ヵ年の計画地区数		
大鰐町	唐牛	2	2	山腹工、渓間工、本数調整伐	
大鰐町	長峰	1	1	山腹工	
大鰐町	居土	1	1	渓間工	
大鰐町	早瀬野	1	1	山腹工、渓間工	
大鰐町		3		山腹工、渓間工、本数調整伐	
小計		8	5		
西目屋村	白沢	1	1	渓間工、山腹工	
西目屋村	田代	2	2	渓間工、山腹工	
西目屋村	村市	1	1	渓間工	
西目屋村		3		山腹工、渓間工、本数調整伐	
小計		7	4		
五所川原市	磯松	2	2	本数調整伐、植栽工	
五所川原市	十三	1	1	本数調整伐	
五所川原市	飯詰	2	2	本数調整伐、下刈工	
五所川原市	松野木	1	1	本数調整伐	
五所川原市	金木町中柏木	1	1	本数調整伐	
五所川原市		4		渓間工、山腹工、本数調整伐、下刈工	
小計		11	7		
つがる市	出来島	1	1	植栽工	
つがる市	吹原	1	1	植栽工、本数調整伐、下刈工	
つがる市	筒木坂	3	3	本数調整伐	
つがる市	車力町	1	1	本数調整伐	
つがる市	越水	1	1	植栽工	
つがる市	牛潟町	1	1	本数調整伐	
つがる市		3		本数調整伐	
小計		11	8		
鰺ヶ沢町	芦萢町	1	1	渓間工	
鰺ヶ沢町	姥袋町	1	1	渓間工	
鰺ヶ沢町		4		渓間工、山腹工、本数調整伐	
小計		6	2		
深浦町	上長慶平	2	2	地すべり防止工	
深浦町	黒崎	1	1	防潮護岸工	
深浦町	驫木	1	1	本数調整伐	
深浦町	広戸	1	1	本数調整伐	
深浦町	風合瀬	1	1	本数調整伐	
深浦町	岩坂	1	1	山腹工	
深浦町		3		渓間工、山腹工、本数調整伐	
小計		10	7		
中泊町	高根	1	1	渓間工、山腹工、下刈工	
中泊町	大沢内	1	1	本数調整伐	
中泊町		2		渓間工、山腹工、本数調整伐	
小計		4	2		
前期計画小計		50	50		
後期計画小計		31			
合計		81			

注1　治山事業施行地区数は実施箇所を林班単位で取りまとめた数量です。
　2　期間の前期（令和9～13年度）計画は該当する地名を記載し、後期（令和14～18年度）計画は市町村名のみを記載しています。



（今期計画の考え方）

今期計画は、山地災害危険地区の整備水準の向上はもとより、被災箇所の復旧や森林整備を通じた県土の保全、流域治水への対応等を積極的に進めていくこととし、前期計画と同水準としています。

６　要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

当計画区では該当ありません。

第７ その他必要な事項

１ 保安林その他制限林の施業方法

法令により制限を受けている森林の施業方法及び当該森林の所在は次のとおりです。

【保安林】

事項	基　　準
１ 伐 採 の 方 法	（１）主伐に係るもの ア　水源の涵養、風害、干害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として伐採種の指定をしない。 イ　土砂の流出、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、潮害、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として択伐による。 ウ　なだれ及び落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として伐採を禁止する。 エ　伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として法第10条の５第２項第２号の標準伐期齢以上のものとする。 （２）間伐に係るもの ア　主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の８以上の箇所とする。 イ　主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、伐採を原則として禁止する。
２ 伐 採 の 限 度	（１）主伐に係るもの ア　同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が法第10条の５第２項第２号の標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 イ　地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる１箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ウ　風害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分が法第10条の５第２項第２号の標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。 エ　伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 （２）間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第１号（２）イの樹冠粗密度が10分の８を下ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

3 植 栽	（1）方法に係るもの 満１年以上の苗（当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。）を、おおむね、１ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 （2）期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。 （3）樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

【自然公園】

区　　分	施　　業　　方　　法
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第一種特別地域	（1）第一種特別地域内の森林は禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない限り単木択伐を行うことができる。 （2）単木択伐法は、次の規定により行う。 ア　伐期齢は、標準伐期齢（本計画Ⅱの第３の(2)に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えるものとする。 イ　択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第二種特別地域	（1）第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 （2）公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 （3）伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 （4）択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 （5）特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めるものとする。 （6）皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 ア　１伐区の面積は２ha以内とする。 ただし、疎密度３より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ　伐区は更新後５年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

【法令により施業について制限を受けている森林の所在及び施業方法】

単位　面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
水源かん養保安林	青森市 (保健) (砂防) (国立二) (国立三) (国立普通) (県立二) (鳥獣保護)	旧青森市 100-2～100-4, 147-2～147-5 153, 154, 165, 166, 172-1, 185, 241, 242 260～263, 274～276, 278, 279-2, 285, 286 288～290, 296～304, 322～327, 381～384 398～400, 403, 405～407 旧浪岡町 22～27, 44, 61, 62, 72～100, 120, 121, 136～146, 156	4,520.84 (388.51) (34.41) (13.95) (1.67) (26.99) (43.74) (191.81)	本計画書Ⅱの第７の１の【保安林】の表による。		
	平内町	18, 48, 49, 138, 140, 155	227.73			
	今別町	5, 16	60.42			
	外ヶ浜町 (砂防) (県保全)	旧蟹田町 58 旧平舘村 35～38, 40～42, 45	406.21 (2.27) (20.33)			
	合計 (保健) (砂防) (国立二) (国立三) (国立普通) (県立二) (鳥獣保護) (県保全)		5,215.20 (388.51) (36.68) (13.95) (1.67) (26.99) (43.74) (191.81) (20.33)			
土砂流出防備保安林	青森市	旧青森市 228, 230, 241, 284 旧浪岡町 56, 133, 154	80.08			
	平内町 (保健) (砂防) (県立普通)	6～12, 33-2, 47, 49～83, 86, 93, 97, 109, 110, 112, 117	2,776.20 (1,812.18) (31.54) (0.17)			
	今別町 (国定三) (国定普通)	15, 16, 27, 29	141.13 (0.30) (0.88)			
	外ヶ浜町 (保健)	旧蟹田町 48, 49, 63 旧平舘村 33-2, 33-3, 42, 46 旧三厩村 2-2	93.79 (4.31)			
	合計 (保健) (砂防) (国定三) (国定普通) (県立普通)		3,091.20 (1,816.49) (31.54) (0.30) (0.88) (0.17)			
土砂崩壊防備保安林	青森市	旧青森市 230 旧浪岡町 53, 63, 153	10.35			
	平内町 (県立普通)	123, 150-2, 163	3.77 (0.43)			
	今別町 (国定普通)	4, 8, 28	6.04 (1.73)			
	外ヶ浜町 (国定三) (国定普通)	旧平舘村 33-2 旧三厩村 2-3, 3-1	3.32 (1.40) (1.36)			
	合計 (国定三) (国定普通) (県立普通)		23.48 (1.40) (3.09) (0.43)			

単位　面積:ha

種類	森林の所在		面　積	施　業　方　法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
防風保安林	今別町	19	3.92	本計画書Ⅱの第７の１の【保安林】の表による。		
	外ヶ浜町 (国定二)	旧蟹田町 49,51～53,55,57,67～69,71,73,75 旧平舘村 34	27.79 (6.12)			
	合計 (国定二)		31.71 (6.12)			
干害防備保安林	青森市 (保健)	旧青森市 172-3	32.55 (32.55)			
	平内町 (保健)	3	75.86 (75.86)			
	合計 (保健)		108.41 (108.41)			
雪崩防止保安林	青森市	旧青森市 215 旧浪岡町 123	5.86			
	合計		5.86			
防火保安林	青森市	旧浪岡町 105,106,154,155	10.13			
	合計		10.13			
保健保安林	青森市 (水かん) (干害) (鳥獣)	旧青森市 172-3,298,299,381,384,405～407 旧浪岡町 24～26	428.65 (388.51) (32.55) (191.97)			
	平内町 (土流) (干害) (砂防)	3,51～80,87-1	1,913.84 (1,812.18) (75.86) (31.54)			
	外ヶ浜町 (土流)	旧蟹田町 49	4.31 (4.31)			
	合計 (水かん) (土流) (干害) (砂防) (鳥獣)		2,346.80 (388.51) (1,816.49) (108.41) (31.54) (191.97)			
風致保安林	青森市	旧青森市 407	13.22			
	平内町 (県立二)	146,149	18.25 (18.25)			
	合計 (県立二)		31.47 (18.25)			

単位　面積:ha

種類	森林の所在		面　積	施　業　方　法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
砂防指定地	青森市 (水かん)	旧青森市 93～95, 187, 230, 231, 254～256, 271, 272, 324～328, 331, 350, 354, 355, 379, 380, 382, 383, 400～402 旧浪岡町 31, 133, 138, 144	100.00 (34.41)	青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例による。		
	平内町 (土流) (保健) (県立普通)	24, 52, 69, 70, 75, 77, 79, 83, 97, 98, 101, 102, 109, 110-3, 111-3, 111-4, 123, 164	70.93 (31.54) (31.54) (0.37)			
	今別町 (国定三) (国定普通)	8, 10, 12, 19～21, 30, 32-1, 32-2	36.62 (1.44) (0.07)			
	外ヶ浜町 (水かん) (国定普通)	旧蟹田町 48 旧平舘村 33-2, 40～42, 44～46 旧三厩村 2-2, 3-2	39.24 (2.27) (0.98)			
	合計 (水かん) (土流) (保健) (国定三) (国定普通) (県立普通)		246.79 (36.68) (31.54) (31.54) (1.44) (1.05) (0.37)			
国立公園特別保護地区	青森市 (鳥獣)	旧青森市 265, 266	164.62 (164.62)	本計画書Ⅱの第７の１の【自然公園】の表による。		
	合計 (鳥獣)		164.62 (164.62)			
国立公園第1種特別地区	青森市 (鳥獣)	旧青森市 262, 264	132.40 (82.88)			
	合計 (鳥獣)		132.40 (82.88)			
国立公園第2種特別地区	青森市 (水かん)	旧青森市 260, 262, 263, 290, 304～311, 315, 321-3, 322	354.07 (13.95)			
	合計 (水かん)		354.07 (13.95)			
国立公園第3種特別地区	青森市 (水かん)	旧青森市 262, 263, 290	89.61 (1.67)			
	合計 (水かん)		89.61 (1.67)			

単位　面積:ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国立公園普通地域	青森市 (水かん)	旧青森市 260,305,312～314,316～321-3	716.27 (26.99)	本計画書Ⅱの第７の１の【自然公園】の表による。		
	合計 (水かん)		716.27 (26.99)			
国定公園第2種特別地域	外ヶ浜町 (防風)	旧平舘村 34	6.43 (6.12)			
	合計 (防風)		6.43 (6.12)			
国定公園第3種特別地域	今別町 (土流) (砂防)	25,26,29～32-2	40.38 (0.30) (1.44)			
	外ヶ浜町 (土崩)	旧平舘村 33-1,33-2	25.11 (1.40)			
	合計 (土流) (土崩) (砂防)		65.49 (0.30) (1.40) (1.44)			
国定公園普通地域	今別町 (土流) (土崩) (砂防)	27～32-2	26.10 (0.88) (1.73) (0.07)			
	外ヶ浜町 (土崩) (砂防)	旧平舘村 33-2,33-3	7.36 (1.36) (0.98)			
	合計 (土流) (土崩) (砂防)		33.46 (0.88) (3.09) (1.05)			
県立自然公園第2種特別地域	青森市 (水かん) (保健)	405～407	45.12 (43.99) (10.71)			
	平内町 (風致)	146,149	34.91 (18.25)			
	合計 (水かん) (保健) (風致)		80.03 (43.99) (10.71) (18.25)			
県立自然公園第3種特別地域	平内町	116,146,148～150-3,158	120.80			
	合計		120.80			

単位　面積:ha

種類	森林の所在		面　積	施　業　方　法		備考
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
県立自然公園普通地域	平内町 (土流) (土崩) (砂防)	39,91,111-3,111-4,114～118,121～125, 146,147,149～151,156～160,163	1,106.44 (0.17) (0.43) (0.37)	本計画書Ⅱの第７の１の【自然公園】の表による。		
	合計 (土流) (土崩) (砂防)		1,106.44 (0.17) (0.43) (0.37)			
県自然環境保全地域特別地区	外ヶ浜町 (水かん)	旧平舘村 41	20.33 (20.33)	青森県自然環境保全条例による。（兼種につき、保安林の施業方法による。）		
	合計 (水かん)		20.33 (20.33)			
鳥獣保護区特別保護地区	青森市 (水かん) (保健) (国立特別) (国立ー)	旧青森市 264～266 旧浪岡町 24～26	444.07 (191.81) (191.97) (164.62) (82.69)	兼種につき、保安林又は自然公園の施業方法による。		
	合計 (水かん) (保健) (国立特別) (国立ー)		444.07 (191.81) (191.97) (164.62) (82.69)			
急傾斜地崩壊危険地区	青森市	旧青森市 138,396 旧浪岡町 47,52,123	7.59	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による。		
	平内町	151	0.27			
	外ヶ浜町	旧蟹田町 47,48,75 旧平舘村 46	9.60			
	合計		17.46			

※　箇所別細部は、森林簿によります。

２　その他必要な事項

（１）制限林以外の森林の整備・保全に関する事項

林地開発許可制度の適正な実施、当該制度の一層の浸透により森林の残置及び造成の確保を図り、森林の有する公益的機能の維持発揮のための森林の整備及び保全を確保します。

（２）公有林の整備に関する事項

県民環境林や市町村有林など地域の模範となる公有林の整備を適時適切に推進することとします。

（附）参考資料

1　森林計画区の概況

（1）市町村別土地面積及び森林面積

単位　面積:ha、率:%

区分		区域面積①	森林面積			森林率
			総数②	国有林	民有林	②/①×100
総数		335,074	211,851	158,567	53,285	63.2
市町村別内訳	弘前市	52,420	23,531	14,979	8,552	44.9
	黒石市	21,705	14,500	8,835	5,665	66.8
	平川市	34,601	25,923	20,218	5,705	74.9
	藤崎町	3,729	0	0	0	0.0
	大鰐町	16,343	12,928	7,635	5,293	79.1
	西目屋村	24,602	22,610	20,365	2,246	91.9
	田舎館村	2,235	0	0	0	0.0
	五所川原市	40,420	21,781	15,778	6,003	53.9
	つがる市	25,355	3,885	921	2,964	15.3
	鰺ヶ沢町	34,308	27,041	19,225	7,816	78.8
	深浦町	48,891	44,246	37,037	7,210	90.5
	板柳町	4,188	0	0	0	0.0
	鶴田町	4,643	119	0	119	2.6
	中泊町	21,634	15,288	13,574	1,714	70.7

注1 区域面積は、国土地理院(令和8年1月1日現在)
2 国有林面積は、林野庁所管面積(ただし、官行造林の「計画外地」を除きます。)
3 民有林面積は、森林法第5条で対象とする面積です。
4 単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳の合計は一致しない場合があります。

（２）地況

ア　気　候

観測地	気　温　(℃)			年　間 降水量 (mm)	最　高 積雪量 (cm)	平均風速 (m/s)	備考
	最高	最低	年平均				
深浦	14.7	7.9	11.1	1,593.6	41	3.4	
鯵ヶ沢	14.6	7.3	10.9	1,432.7	54	2.6	
碇ヶ関	14.4	5.0	9.5	1,649.8	94	2.0	
弘前	15.5	6.6	10.8	1,304.3	91	1.8	
黒石	14.6	6.3	10.4	1,072.9	－	3.2	
五所川原	15.1	7.0	10.9	1,329.4	84	2.5	
市浦	14.1	7.0	10.6	1,447.3	－	2.2	

注）１　気象庁アメダスデータ
　　２　1995～2025年までの平年値

イ　地勢

県の西部に位置する5市7町2村を含む区域で、東は東青森林計画区に、西は日本海に、南は秋田県に、北は津軽海峡に面しており、中央部に岩木山(1,625m)が位置し平野部は水田地帯を形成し、東部に白地山(1,034m)、櫛ヶ峰(1,517m)があり、北部の津軽半島西部地域は四ッ滝山(670m)、大倉岳(677m)、梵珠山(468m)等の低山地帯と砂丘状の台地が発達し、西海岸地域は白神岳(1,235m)、摩須賀岳(1,012m)等の急峻な山岳が海岸線まで迫り、海岸段丘を形成しています。

主な河川は岩木川及びその支流である平川等が津軽平野を北上し、十三湖を経て日本海へ注ぎ、西海岸地帯では赤石川、追良瀬川等が日本海へ注いでいます。

ウ　地質、土壌

地質は、岩木火山を起源とする火山砕屑物に覆われた地域と八甲田火山及び十和田火山を起源とする浮石流堆石物に覆われた地域が広く分布し、秋田県境に連なる山地では安山岩質集塊岩、緑色凝灰岩等が主体をなしています。津軽半島の西部地域の丘陵地帯は泥岩が広く分布し、屏風山地帯は砂丘砂、西海岸地帯は泥岩、凝灰岩質砂岩、安山岩等からなります。

土壌は傾斜の急な山地は褐色森林土が占め、傾斜が緩やかな丘陵地帯には黒色土、屏風山北部は未熟土、西海岸の海岸段丘には黒色土が分布しています。

（３）土地利用の現況

単位　面積:ha

区分		総数	森林	農地			その他
				総数	うち田	うち畑	
総数		335,074	211,063	65,801	39,289	26,512	58,210
市町村別内訳	弘前市	52,420	23,531	13,920	4,090	9,830	14,969
	黒石市	21,705	14,500	3,290	1,550	1,740	3,915
	平川市	34,601	25,923	5,070	2,460	2,610	3,608
	藤崎町	3,729	0	2,532	1,660	872	1,197
	大鰐町	16,343	12,928	1,534	384	1,150	1,881
	西目屋村	24,602	22,610	343	182	161	1,649
	田舎館村	2,235	0	1,446	1,140	306	789
	五所川原市	40,420	21,781	9,240	7,220	2,020	9,399
	つがる市	25,355	3,885	14,210	11,200	3,010	7,260
	鯵ヶ沢町	34,308	27,041	3,210	1,890	1,320	4,057
	深浦町	48,891	44,246	1,401	783	618	3,244
	板柳町	4,188	0	3,020	1,580	1,440	1,168
	鶴田町	4,643	119	2,950	1,870	1,080	1,574
	中泊町	21,634	14,500	3,635	3,280	355	3,499

注1 区域面積は、国土地理院(令和8年7月1日現在)
　2 農地面積は、令和7年産作物統計

（４）産業別生産額

単位:百万円

区分		市町村内総生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			総額	農業	林業	水産業		
総数		1,307,246	83,347	78,852	692	3,803	224,309	1,014,912
市町村別内訳	弘前市	660,632	27,364	27,254	110	0	89,017	551,996
	黒石市	98,040	5,231	5,152	75	4	23,854	70,104
	平川市	95,191	7,015	6,936	79	0	36,110	53,181
	藤崎町	33,348	3,572	3,572	0	0	5,264	24,903
	大鰐町	19,436	1,672	1,607	65	0	3,045	14,947
	西目屋村	5,567	623	595	28	0	1,011	3,999
	田舎館村	19,287	1,362	1,360	2	0	7,939	10,211
	五所川原市	164,440	6,221	5,795	74	352	26,585	133,561
	つがる市	83,308	12,638	12,347	38	253	9,359	62,288
	鯵ヶ沢町	24,877	2,262	1,977	104	181	2,685	20,221
	深浦町	19,459	3,377	923	89	2,365	3,270	13,040
	板柳町	32,635	4,619	4,619	0	0	4,887	23,512
	鶴田町	26,405	5,037	5,030	7	0	6,314	15,363
	中泊町	24,621	2,354	1,685	21	648	4,969	17,586

注1 県統計分析課「市町村民経済計算」(令和5年度)
　2 市町村内総生産は帰属利子控除後であるため、各産業別純生産額の総和より過少となります。

（５）産業別就業者数

単位　人数:人

区　分		合 計	第1次産業				第2次産業	第3次産業
			総 数	農 業	林 業	漁 業		
総　数		199,770	37,774	36,351	447	976	38,595	129,036
市町村別内訳	弘　前　市	82,826	12,222	12,141	79	2	14,581	61,658
	黒　石　市	16,845	2,506	2,469	36	1	4,139	10,200
	平　川　市	16,035	3,729	3,694	35	－	3,578	8,728
	藤　崎　町	7,814	1,730	1,724	5	1	1,599	4,485
	大　鰐　町	4,490	983	935	46	2	874	2,633
	西目屋村	707	177	171	6	－	170	360
	田舎館村	3,912	825	823	2	－	909	2,178
	五所川原市	25,471	3,401	3,120	93	188	5,084	16,986
	つがる市	16,191	4,837	4,707	25	105	2,840	8,514
	鰺ヶ沢町	4,211	905	795	45	65	714	2,592
	深　浦　町	3,247	754	316	28	410	606	1,887
	板　柳　町	7,404	2,756	2,751	4	1	1,167	3,481
	鶴　田　町	6,214	2,030	2,022	7	1	1,140	3,044
	中　泊　町	4,403	919	683	36	200	1,194	2,290

注1 総理府「国勢調査報告」(令和7年度)

第2次産業 ＝ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

第3次産業 ＝ 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されるものを除く)

2 合計には「分類不能の産業」を含むため、内訳を合計しても総計には一致しません。

2　森林の現況

（1）齢級別森林資源表

単位　面積：ha、材積・年間成長量：1,000㎥

区分				区分	総数	1齢級	2齢級	3齢級	4齢級	5齢級	6齢級	7齢級	8齢級	9齢級	10齢級	11齢級	12齢級	13齢級	14齢級	15齢級	16齢級	17齢級	18齢級	19齢級	20齢級	21齢級以上
総数				面積	53,285	350	448	525	395	524	958	1,177	1,513	2,186	2,610	4,470	5,459	6,783	6,277	8,219	5,308	2,709	1,028	700	277	686
				材積	12,907	−	4	14	21	49	127	252	368	603	802	1,458	1,670	1,920	1,592	1,755	1,065	582	241	159	63	161
				成長量	30,489	167	78	98	180	316	524	1,000	1,186	1,763	2,316	4,029	4,390	4,641	3,466	2,760	1,415	933	448	267	120	392
立木地	総数		総数	面積	52,603	350	448	525	395	524	958	1,177	1,513	2,186	2,610	4,470	5,459	6,783	6,277	8,219	5,308	2,709	1,028	700	277	686
				材積	12,907	−	4	14	21	49	127	252	368	603	802	1,458	1,670	1,920	1,592	1,755	1,065	582	241	159	63	161
				成長量		360	737	841	416	405	865	331	647	864	577	924	2,221	4,594	6,025	11,410	8,075	3,818	1,245	891	322	778
			針	面積	30,489	167	78	98	180	316	524	1,000	1,186	1,763	2,316	4,029	4,390	4,641	3,466	2,760	1,415	933	448	267	120	392
				材積	9,875	−	−	3	10	34	87	234	332	552	763	1,395	1,514	1,607	1,179	947	490	320	155	95	40	118
				成長量	22,115	184	370	426	215	208	434	177	327	423	294	441	1,069	2,142	2,811	5,459	3,894	1,776	580	434	157	295
			広	面積	22,115	184	370	426	215	208	434	177	327	423	294	441	1,069	2,142	2,811	5,459	3,894	1,776	580	434	157	295
				材積	3,032	−	4	11	11	15	39	18	36	51	38	62	156	313	414	808	576	262	86	64	23	43
				成長量	24,233	176	368	415	201	197	431	154	320	441	283	483	1,152	2,452	3,214	5,951	4,182	2,042	665	458	164	484
	人工林	総数	総数	面積	28,620	174	84	110	194	328	528	1,026	1,193	1,775	2,331	4,007	4,312	4,366	3,092	2,285	1,146	709	365	249	116	230
				材積	9,347	−	0	3	11	35	87	237	332	553	764	1,389	1,495	1,537	1,080	820	416	258	131	90	38	72
				成長量	125,857	−	18	422	1,370	2,744	4,133	8,905	9,827	11,620	10,930	26,202	13,749	15,805	11,844	8,288	−	−	−	−	−	−
			針	面積	28,296	167	78	98	177	313	510	996	1,180	1,759	2,305	3,989	4,302	4,359	3,079	2,257	1,117	680	344	247	108	230
				材積	9,309	−	−	3	10	34	85	234	331	551	761	1,386	1,493	1,536	1,078	816	412	254	128	89	37	72
				成長量	124,862	−	−	351	1,241	2,607	4,007	8,719	9,780	11,561	10,819	26,122	13,718	15,805	11,844	8,288	−	−	−	−	−	−
			広	面積	325	8	6	12	17	15	18	29	13	16	26	18	10	7	12	28	30	29	21	2	9	0
				材積	38	−	0	0	1	1	2	3	1	2	3	3	1	1	2	4	4	4	3	0	1	0
				成長量	995	−	18	71	129	137	126	186	47	59	111	80	31	−	−	−	−	−	−	−	−	−
	天然林	総数	総数	面積	23,983	176	363	415	201	197	430	152	320	411	280	463	1,147	2,417	3,186	5,934	4,162	2,000	663	451	161	456
				材積	3,560	−	4	11	10	14	39	15	36	50	38	69	176	383	513	935	649	324	110	69	25	90
				成長量	20,899	−	1,367	1,922	1,321	1,098	2,223	479	1,119	1,319	927	1,901	2,876	974	1,441	1,932	−	−	−	−	−	−
			針	面積	2,193	−	−	0	3	3	14	4	5	4	12	40	88	282	387	503	298	253	104	19	12	162
				材積	566	−	−	0	0	0	2	0	1	1	2	9	21	71	101	132	78	66	27	5	3	46
				成長量	5,263	−	−	4	23	24	102	21	59	30	93	231	329	974	1,441	1,932	−	−	−	−	−	−
			広	面積	21,790	176	363	415	198	194	416	148	314	407	268	423	1,059	2,135	2,799	5,432	3,864	1,747	559	432	149	294
				材積	2,994	−	4	11	10	14	38	15	35	49	35	60	154	312	412	804	571	258	82	64	22	43
				成長量	15,636	−	1,367	1,918	1,298	1,074	2,121	458	1,060	1,289	834	1,670	2,547	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		利活用	総数	面積	250	−	5	−	−	−	1	2	0	30	4	20	6	35	28	17	20	42	2	6	4	28
				材積	41	−	0	−	−	−	0	0	0	4	0	3	1	7	4	3	3	6	0	1	1	7
				成長量	244	−	13	−	−	−	7	11	1	63	12	54	15	51	2	15	−	−	−	−	−	−
			針	面積	54	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	1	1	19	1	5	0	1	−	−	0	22
				材積	14	−	−	−	−	−	−	0	−	−	−	0	0	5	0	1	0	0	−	−	0	6
				成長量	92	−	−	−	−	−	−	11	−	−	−	8	5	51	2	15	−	−	−	−	−	−
			広	面積	196	−	5	−	−	−	1	−	0	30	4	19	4	16	28	11	19	41	2	6	3	6
				材積	27	−	0	−	−	−	0	−	0	4	0	3	1	2	4	2	3	6	0	1	0	1
				成長量	152	−	13	−	−	−	7	−	1	63	12	46	10	−	−	−	−	−	−	−	−	−
		利活用以外	総数	面積	23,733	176	359	415	201	197	428	149	319	382	276	443	1,141	2,382	3,157	5,917	4,142	1,958	661	445	157	429
				材積	3,519	−	4	11	10	14	39	15	36	46	37	66	175	376	509	932	646	318	109	68	25	82
				成長量	20,655	−	1,354	1,922	1,321	1,098	2,216	468	1,118	1,256	915	1,847	2,861	923	1,439	1,917	−	−	−	−	−	−
			針	面積	2,139	−	−	0	3	3	14	1	5	4	12	39	87	263	386	497	298	251	104	19	12	140
				材積	552	−	−	0	0	0	2	0	1	1	2	9	21	66	101	130	78	66	27	5	3	40
				成長量	5,171	−	−	4	23	24	102	10	59	30	93	223	324	923	1,439	1,917	−	−	−	−	−	−
			広	面積	21,594	176	359	415	198	194	414	148	314	377	265	403	1,054	2,119	2,771	5,420	3,845	1,707	557	426	145	289
				材積	2,967	−	4	11	10	14	38	15	35	46	35	57	154	310	408	802	568	252	82	63	21	43
				成長量	15,484	−	1,354	1,918	1,298	1,074	2,114	458	1,059	1,226	822	1,624	2,537	−	−	−	−	−	−	−	−	−
竹林				面積																						
無立木地等				面積	681																					

注１　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。
注２　単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

（２）制限林普通林別森林資源表

単位　面積:ha、蓄積:1,000m3

区分		総数	立木地															竹林	無立木地			更新困難地
			総数			人工林			天然林										総数	伐採跡地	未立木地	
						総数			総数			利活用			利活用以外							
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
総数	面積	53,285	52,603	30,489	22,115	28,620	28,296	325	23,983	2,193	21,790	250	54	196	23,733	2,139	21,594		681	340	340	1
	蓄積	12,907	12,907	9,875	3,032	9,347	9,309	38	3,560	566	2,994	41	14	27	3,519	552	2,967		－	－	－	－
制限林	面積	20,125	19,894	13,104	6,790	12,753	12,569	184	7,141	536	6,606	116	22	94	7,025	513	6,512	－	231	114	117	－
	蓄積	4,987	4,987	4,040	947	3,922	3,899	23	1,065	141	924	19	6	13	1,046	135	911	－	－	－	－	－
普通林	面積	33,160	32,709	17,384	15,325	15,867	15,727	140	16,842	1,657	15,184	133	31	102	16,708	1,626	15,082	－	450	226	224	1
	蓄積	7,920	7,920	5,836	2,084	5,425	5,410	15	2,495	425	2,069	22	8	14	2,473	417	2,056	－	－	－	－	－

注１　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

注２　単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳が一致しない場合があります。

（３）市町村別森林資源表

単位　面積：ha、蓄積：1,000m3

森林計画区		総数	立木																竹林	無立木地			更新困難地
			総数			人工林			天然林														
						総数			総数			利活用			利活用以外								
			総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広		総数	伐採跡地	未立木地		
総数	面積	53,285	52,603	30,489	22,115	28,620	28,296	325	23,983	2,193	21,790	250	54	196	23,733	2,139	21,594	－	681	340	340	1	
	蓄積	12,907	12,907	9,875	3,032	9,347	9,309	38	3,560	566	2,994	41	14	27	3,519	552	2,967	－	－				
弘前市	面積	8,552	8,420	4,458	3,962	3,882	3,826	56	4,538	632	3,905	23	12	11	4,515	620	3,894	－	132	62	70	－	
	蓄積	2,008	2,008	1,482	526	1,324	1,318	6	684	163	521	4	3	1	680	160	520	－	－	－	－	－	
黒石市	面積	5,665	5,499	2,773	2,726	2,645	2,638	7	2,854	134	2,719	7	1	6	2,847	134	2,713	－	166	91	75	－	
	蓄積	1,303	1,303	931	372	897	896	1	406	35	372	1	0	1	405	35	371	－	－	－	－	－	
平川市	面積	5,705	5,663	3,677	1,986	3,653	3,615	38	2,010	62	1,948	81	－	81	1,929	62	1,867	－	41	19	22	1	
	蓄積	1,507	1,507	1,245	262	1,233	1,229	5	274	16	258	11	－	11	263	16	247	－	－	－	－	－	
大鰐町	面積	5,293	5,221	3,550	1,672	3,468	3,447	21	1,753	102	1,651	38	11	27	1,715	91	1,624	－	71	50	22	－	
	蓄積	1,495	1,495	1,278	217	1,254	1,252	2	241	26	214	7	3	4	234	24	210	－	－	－	－	－	
西目屋村	面積	2,246	2,238	800	1,438	774	771	2	1,465	29	1,436	6	－	6	1,458	29	1,430	－	7	3	4	－	
	蓄積	477	477	280	197	273	273	0	204	7	197	1	－	1	203	7	196	－	－	－	－	－	
五所川原市	面積	6,003	5,971	3,249	2,722	2,569	2,515	54	3,402	734	2,668	60	24	36	3,342	710	2,632	－	31	3	28	－	
	蓄積	1,322	1,322	933	389	748	741	7	574	192	382	12	7	5	562	185	377	－	－	－	－	－	
つがる市	面積	2,964	2,891	2,277	614	2,260	2,248	12	631	29	602	6	1	5	625	28	597	－	73	7	66	－	
	蓄積	669	669	582	87	576	575	1	93	7	86	1	0	1	92	7	85	－	－	－	－	－	
鰺ヶ沢町	面積	7,816	7,791	4,402	3,389	4,317	4,287	30	3,474	115	3,360	－	－	－	3,474	115	3,360	－	24	16	8	－	
	蓄積	1,908	1,908	1,429	480	1,403	1,399	4	505	29	476	－	－	－	505	29	476	－	－	－	－	－	
深浦町	面積	7,210	7,096	4,280	2,816	4,082	4,016	66	3,014	264	2,750	14	－	14	3,000	264	2,736	－	114	86	28	－	
	蓄積	1,776	1,776	1,385	390	1,327	1,319	7	449	66	383	2	－	2	447	66	381	－	－	－	－	－	
鶴田町	面積	119	118	93	25	76	75	1	42	18	24	－	－	－	42	18	24	－	1	0	1	－	
	蓄積	29	29	26	3	22	22	0	7	5	3	－	－	－	7	5	3	－	－	－	－	－	
中泊町	面積	1,714	1,695	930	766	894	857	37	801	73	728	15	4	10	786	68	718	－	19	1	18	－	
	蓄積	412	412	304	108	290	285	6	122	19	103	2	1	2	120	18	101	－	－	－	－	－	

注１　単位未満を四捨五入としているため、総数と内訳が一致しない場合があります。
注２　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

（４）所有形態別森林資源表

単位　面積:ha、蓄積:1,000m3

区分			総数	立木地															竹林	無立木地			更新困難地
				総数			人工林			天然林										総数	伐採跡地	未立木地	
							総数			総数			利活用			利活用以外							
				総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広	総数	針	広					
総数		面積	53,285	52,603	30,489	22,115	28,620	28,296	325	23,983	2,193	21,790	250	54	196	23,733	2,139	21,594	－	681	340	340	1
		蓄積	12,907	12,907	9,875	3,032	9,347	9,309	38	3,560	566	2,994	41	14	27	3,519	552	2,967	－	－	－	－	－
公有林	総数	面積	12,346	12,231	9,237	2,994	8,995	8,901	94	3,236	337	2,900	112	9	103	3,124	328	2,796	－	115	38	77	－
		蓄積	3,182	3,182	2,783	399	2,707	2,696	10	475	86	389	16	2	14	459	84	375	－	－	－	－	－
	県有林	面積	4,305	4,274	4,175	99	4,185	4,172	13	88	2	86	0	0	－	88	2	86		31	0	31	－
		蓄積	1,233	1,233	1,223	10	1,223	1,222	1	9	1	9	0	0	－	9	0	9		－	－	－	－
	市町村有林	面積	3,049	3,043	2,097	946	1,972	1,945	27	1,072	153	919	30	7	23	1,042	146	896		5	0	5	－
		蓄積	771	771	639	132	603	601	3	168	39	129	5	2	3	163	37	126		－	－	－	－
	財産区有林	面積	4,992	4,914	2,965	1,949	2,838	2,783	54	2,076	182	1,895	82	2	81	1,994	180	1,814		79	38	41	－
		蓄積	1,178	1,178	920	258	880	873	7	298	47	251	11	0	11	287	46	240		－	－	－	－
私有林	総数	面積	40,939	40,372	21,252	19,121	19,626	19,395	230	20,747	1,857	18,890	138	45	93	20,609	1,812	18,798	－	566	302	264	1
		蓄積	9,725	9,725	7,093	2,632	6,641	6,613	28	3,084	480	2,605	25	12	13	3,060	468	2,592	－	－	－	－	－
	機構造林	面積	2,423	2,420	2,367	52	2,367	2,366	1	52	1	51	1	－	1	51	1	50		4	2	2	－
		蓄積	744	744	738	6	737	737	0	6	0	6	0	－	0	6	0	6		－	－	－	－
	会社有林	面積	2,348	2,274	1,443	831	1,363	1,350	13	911	93	818	24	23	1	887	71	817		74	23	51	－
		蓄積	556	556	451	105	427	426	1	129	25	104	6	6	0	123	19	103		－	－	－	－
	その他法人有林	面積	2,152	2,128	863	1,266	780	770	10	1,348	93	1,256	9	－	9	1,340	93	1,247		23	0	23	－
		蓄積	460	460	277	183	254	253	1	205	24	181	1	－	1	204	24	180		－	－	－	－
	個人有林	面積	34,016	33,550	16,579	16,972	15,115	14,909	206	18,435	1,669	16,766	105	22	82	18,331	1,647	16,684		466	277	187	1
		蓄積	7,966	7,966	5,627	2,339	5,222	5,197	25	2,744	430	2,314	17	6	11	2,727	425	2,302		－	－	－	－

注１　その他法人有林には、社寺有林、森林組合有林を含む。個人有林には、部落有林、共有林、その他を含む。

注２　利活用は、「利活用等により機能の維持増進を図る天然林」を指す。

（５）制限林の種類別面積

単位　面積:ha

| 区分 | 総数 | 保安林 | | | | | | | | | | | | | | 保安施設地区 | 砂防指定地 | 特別地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 県自然環境保全地域特別地区 | 鳥獣保護区特別保護地区 | 史跡名勝天然記念物 | 急傾斜地崩壊危険地区 | その他 |
|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | 国立公園 | | | | | | 国定公園 | | | | | | 県立自然公園 | | | | | | | | | | |
| | | 総数 | 水源かん養 | 土砂流出防備 | 土砂崩壊防備 | 飛砂防備 | 防風 | 潮害防備 | 干害防備 | なだれ防止 | 落石防止 | 防火 | 魚つき | 保健 | 風致 | | | 総数 | 特別保護地域 | 第１種特別地域 | 第２種特別地域 | 第３種特別地域 | 普通地域 | 総数 | 特別保護地域 | 第１種特別地域 | 第２種特別地域 | 第３種特別地域 | 普通地域 | 総数 | 第１種特別地域 | 第２種特別地域 | 第３種特別地域 | 普通地域 | | | | | |
| 総数 | (3,397)
20,158 | (901)
13,917 | －
4,951 | (0)
6,174 | －
72 | －
256 | －
2,279 | －
1 | －
44 | (3)
62 | －
6 | (4)
18 | (9)
－ | (875)
37 | (9)
17 | －
－ | (77)
304 | －
－ | －
－ | －
－ | －
－ | －
－ | －
－ | (1,014)
1,172 | (3)
5 | (134)
38 | (489)
169 | (343)
892 | (45)
69 | (1,362)
4,698 | －
14 | (193)
157 | (715)
782 | (455)
3,745 | －
－ | －
－ | (0)
0 | (42)
67 | －
0 |
| 弘前市 | (201)
3,006 | (126)
1,933 | 1,668 | (0)
221 | 12 | | 5 | | | 9 | | | | (126) | 17 | | (5)
75 | －
－ | | | | | | (6)
(161) | | | | (6)
161 | | (63)
827 | | 97 | (27)
237 | (36)
493 | | | | 10 | |
| 黒石市 | (632)
3,614 | (18)
1,367 | 1,181 | 98 | 12 | | | | 10 | 33 | | | | (9)
32 | (9) | | 13 | －
－ | | | | | | －
－ | | | | | | (613)
2,233 | 14 | (9)
30 | (286)
264 | (319)
1,924 | | | (0) | (0)
2 | |
| 平川市 | (586)
2,200 | (316)
1,684 | 1,457 | 193 | 27 | | | | 4 | (3)
4 | | | | (314) | | | (3)
14 | －
－ | | | | | | －
－ | | | | | | (265)
496 | | | (218)
58 | (47)
438 | | | | (2)
5 | |
| 大鰐町 | (53)
1,744 | －
763 | 104 | 653 | 4 | | | | | 2 | | | | | | | 32 | －
－ | | | | | | －
－ | | | | | | (52)
941 | | | (0)
112 | (52)
829 | | | | (0)
7 | |
| 西目屋村 | (2)
748 | (1)
592 | 537 | 45 | 0 | | | | | (1)
11 | | | | | | | (1)
25 | －
－ | | | | | | －
－ | | | | | | (1)
131 | | | (0)
78 | (1)
52 | | | | | |
| 五所川原市 | (221)
2,179 | (47)
2,040 | | 1,720 | 0 | 125 | 180 | 1 | 9 | | | (3)
1 | (9) | (35)
3 | | | (6)
13 | －
－ | | | | | | (167)
(109) | | 0 | (154)
22 | (7)
82 | (6)
5 | 16 | | 6 | 7 | 2 | | | | | |
| つがる市 | (977)
2,150 | (186)
2,030 | | | | 117 | 1,905 | | 8 | | | | | (186) | | | | －
－ | | | | | | (791)
(118) | | (134)
37 | (312)
0 | (306)
48 | (39)
32 | | | | | | | | | 1 | |
| 鰺ヶ沢町 | (183)
2,235 | (51)
2,110 | 0 | 2,023 | 4 | 3 | 74 | | | 3 | | 3 | | (51) | | | (0)
73 | －
－ | | | | | | (11)
(1) | | | (11)
1 | | | (81)
23 | | 3 | (81)
20 | | | | | (39)
28 | |
| 深浦町 | (210)
1,392 | (112)
691 | 4 | 588 | 11 | 10 | 57 | | | | 6 | (1)
14 | | (111)
1 | | | (59)
37 | －
－ | | | | | | (38)
(661) | (3)
5 | | (12)
99 | (24)
552 | 6 | | | | | | | | | 3 | |
| 鶴田町 | (43)
57 | (43)
57 | | | | | 57 | | | | | | | (43) | | | | －
－ | | | | | | －
－ | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 中泊町 | (291)
832 | －
648 | 0 | 633 | 2 | | 0 | | 13 | | | | | | | | (4)
21 | －
－ | | | | | | (0)
(122) | | | 47 | (0)
48 | (0)
27 | (287)
30 | | (184)
20 | (103)
4 | 6 | | | 0 | (1)
10 | |

注　（　）は兼種で外数である。
単位未満を四捨五入する関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

（６）樹種別材積表

単位　材積：1,000m3

林種＼樹種	スギ	アカマツ	クロマツ	ヒバ	カラマツ	その他針	広葉樹
総　　数	7,691	787	983	346	20	7	3,032
人　工　林	7,691	393	853	346	20	7	38
天　然　林	－	394	130	0	43	－	2,994

注　地域森林計画資料

（７）特定保安林の指定状況

当計画区では該当ありません。

（８）荒廃地等の箇所数

単位　箇所

区　　分		山地災害危険地区				海岸浸食危険地(km)	備考
		山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	計		
総　数		110	414	15	539	18.5	
市町村別内訳	弘　前　市	26	78	2	106	－	
	黒　石　市	10	33	2	45	－	
	平　川　市	14	55	1	70	－	
	大　鰐　町	10	52	1	63	－	
	西目屋村	10	56	1	67	－	
	藤　崎　町	－	－	－	0	－	
	田舎館村	－	－	－	0	－	
	五所川原市	6	26	－	32	3.8	
	つ　が　る　市	1	－	－	1	7.4	
	鰺ヶ沢町	12	26	3	41	1.8	
	深　浦　町	11	69	5	85	5.5	
	板　柳　町	－	－	－	0	－	
	鶴　田　町	－	－	－	0	－	
	中　泊　町	10	19	―	29	－	

注　県林政課資料

（９）森林の被害

単位　面積:ha

種類		火災			潮害			雪害			凍結			獣害		
年次		R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
総数		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市町村別内訳	弘前市	－	5.99	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	黒石市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	平川市	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	大鰐町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	西目屋村	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	五所川原市	－	0.02	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	つがる市	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鰺ヶ沢町	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	深浦町	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鶴田町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	中泊町	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

(10) 防火線等の整備状況

単位　面積:ha

市町村名	防火保安林面積
五所川原市	4.76
鰺ヶ沢町	2.93
深浦町	14.86

3　林業の動向

（1）保有山林面積規模別経営体数

単位：経営体

区分		総数	5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総数		69	12	10	22	19
市町村別内訳	弘前市	6	1	2	2	1
	黒石市	5	3	－	－	2
	平川市	22	1	3	9	9
	大鰐町	6	1	―	1	4
	西目屋村	2	―	―	―	―
	藤崎町	―	―	―	―	―
	田舎館村	1	―	―	―	―
	五所川原市	3	1	1	1	―
	つがる市	4	1	2	1	―
	鯵ヶ沢町	4	1	―	2	1
	深浦町	13	3	2	6	2
	板柳町	1	―	―	―	―
	鶴田町	―	―	―	―	―
	中泊町	2	―	―	―	―

注　農林水産省「2025年農林業センサス」

（2）森林経営計画の認定状況

単位　人数:人、面積:ha

区分		総数		公有林		私有林	
		人数	面積	人数	面積	人数	面積
総数		296	4,954	22	1,839	274	3,115
市町村別内訳	弘前市	9	51	1	6	8	45
	黒石市	7	298	1	199	6	99
	平川市	17	705	3	169	14	536
	大鰐町	98	835	8	188	90	648
	西目屋村	22	987	－	－	22	987
	藤崎町	－	－	0	0	0	0
	田舎館村	－	－	0	0	0	0
	五所川原市	21	707	2	533	19	174
	つがる市	6	40	1	8	5	33
	鯵ヶ沢町	18	478	5	420	13	59
	深浦町	98	851	1	316	97	534
	板柳町	－	－	0	0	0	0
	鶴田町	－	－	0	0	0	0
	中泊町	－	－	0	0	0	0

注1　県林政課資料（令和8年3月31日現在）
　2　令和3年度から令和7年度までの5ヶ年の計画認定分

（３）経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位　面積:ha

市町村別		経営管理権		経営管理実施権		備　考
		件数	面　積	件数	面　積	
総　数		6	117	－	－	
市町村別内訳	弘　前　市	1	7	－	－	
	黒　石　市	－	－	－	－	
	平　川　市	1	1	－	－	
	大　鰐　町	－	－	－	－	
	西目屋村	3	14	－	－	
	藤　崎　町	－	－	－	－	
	田舎館村	－	－	－	－	
	五所川原市	－	－	－	－	
	つがる市	1	95	－	－	
	鯵ヶ沢町	－	－	－	－	
	深　浦　町	－	－	－	－	
	板　柳　町	－	－	－	－	
	鶴　田　町	－	－	－	－	
	中　泊　町	－	－	－	－	

注１　件数欄には、策定した経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の数を記載する。
　２　国有林森林計画にあっては記載を要しない。
　３　県林政課資料（令和８年３月31日現在）

4 前期計画の実行状況

（１）伐採立木材積及び間伐立木材積

単位　材積：1,000m3 、実行歩合：%

区　分	伐採立木材積								
	計　画			実　行			実行歩合		
	主　伐	間　伐	総　数	主　伐	間　伐	総　数	主　伐	間　伐	総　数
総　数	412	428	840	601	56	657	145.9	13.1	78.2
針葉樹	245	428	673	588	56	644	240.0	13.1	95.7
広葉樹	167	－	167	13	－	13	7.8	―	7.8

注1 計画欄は、前計画の前半5か年分に対応する計画量
　2 実行欄は、前計画の前半5か年分の実行量

（２）間伐面積

単位　面積：ha、実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
7,946	975	12.3

注　(1)の注に同じ

（３）人工造林、天然更新別面積

単位　面積 ： ha 、実行歩合 ： %

人工造林			天然更新		
計　画	実　行	実行歩合	計　画	実　行	実行歩合
1,468	235	16.0	862	358	41.5

注　(1)の注に同じ

（４）林道の開設又は拡張の数量

単位　延長：km 、箇所：箇所数、実行歩合：%

区　分		計　画	実　行	実行歩合	備考
開　設	新設延長(km)	30.4	2.5	8.2	黒崎1.5km 三ツ目内1.0km
	改築延長(km)	7.8	1.8	23.1	前田野目1.8km
拡　張	改良箇所(箇所)	71	5	7.0	湯口1、藍内沢田2、沢田1、編笠森1
	舗装延長(km)	29.7	5.1	17.2	黒崎1.5km,三ツ目内1.0km,前田野目1.8km,湯

注　(1)の注に同じ

（５）保安施設の数量

ア　保安林の面積

単位　面積 ： ha 、実行歩合 ： %

区　分	計画期末面積	実　績	
			実行歩合
総数（実面積）	14,455	13,916	96.3
水源涵養のための保安林	5,250	4,951	94.3
災害防備のための保安林	9,114	8,928	98.0
保健、風致保存のための保安林	956	939	98.2

注　実績は令和7年度末の見込み面積

イ　保安施設地区の指定

単位　面積 ： ha 、実行歩合 ： %

面　　積		
計　画	実　行	実 行 歩 合
―	―	―

注　(1)の注に同じ

ウ　治山事業の数量

単位　箇所:箇所数、実行歩合 ： %

箇　　所		
計　画	実　行	実 行 歩 合
54	38	70.4

注　(1)の注に同じ

（６）要整備森林の施業の区分別面積

該当なし

５　林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（１）森林より森林以外への異動（令和３年度～令和７年度）

単位　面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅 別荘	工業用地	採石 採土地	太陽光	風力	その他	合計
6	1	2	3	0	2	1	15	30

注 「その他」の内訳は鉄塔、作業場等。

（２）森林以外より森林への異動（令和３年度～令和７年度）

単位　面積：ha

原野	農用地	官行造林	その他	合計
0	0	0	10	10

6 森林資源の推移

（1） 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha、材積：千m3、延長：km

分期			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	Ⅴ	Ⅵ	Ⅶ	Ⅷ
伐採立木材積	総数	総数	834	712	794	890	585	639	461	439
		針葉樹	636	585	610	720	436	439	391	391
		広葉樹	198	127	184	170	149	200	70	48
	主伐	総数	468	532	634	804	543	602	428	361
		針葉樹	270	405	450	634	394	402	358	313
		広葉樹	198	127	184	170	149	200	70	48
	間伐	総数	366	180	160	86	42	37	33	78
		針葉樹	366	180	160	86	42	37	33	78
造林面積	総数		2,165	2,421	2,557	3,307	2,806	2,518	2,755	1,550
	人工造林		1,422	1,615	1,811	2,229	1,808	1,708	1,684	1,083
	天然更新		743	806	746	1,078	998	810	1,071	467
林道開設延長			87.3	122						

（2） 分期別期首資源表

単位 面積：ha、材積：千m3

区分			面積									材積
			総数	1、2齢級	3、4齢級	5、6齢級	7、8齢級	9、10齢級	11、12齢級	13、14齢級	15齢級以上	
第Ⅰ分期	総数		52,606	799	920	1,482	2,690	4,798	9,929	13,060	18,928	12,907
	人工林	総数	28,621	259	304	856	2,218	4,106	8,319	7,458	5,101	9,347
	天然林	総数	23,985	540	616	626	472	692	1,610	5,602	13,827	3,560
		利活用	251	5	0	1	3	34	26	64	118	41
		利活用以外	23,734	535	616	625	469	658	1,584	5,538	13,709	3,519
第Ⅲ分期	総数		52,190	3,833	799	913	1,445	2,621	4,722	9,660	28,197	12,591
	人工林	総数	29,560	2,664	259	297	820	2,174	4,063	8,128	11,155	9,195
	天然林	総数	22,630	1,169	540	616	625	447	659	1,532	17,042	3,396
		利活用	651	73	5	1	2	91	114	70	295	115
		利活用以外	21,979	1,096	535	615	623	356	545	1,462	16,747	3,281
第Ⅴ分期	総数		126,040	5,112	9,696	1,887	2,042	3,313	7,400	14,006	82,584	31,468
	人工林	総数	30,336	3,668	2,664	244	268	789	2,143	3,971	16,589	8,436
	天然林	総数	95,704	1,444	7,032	1,643	1,774	2,524	5,257	10,035	65,995	23,032
		利活用	67,674	82	4,368	1,399	1,506	1,735	3,114	6,064	49,406	14,596
		利活用以外	28,030	1,362	2,664	244	268	789	2,143	3,971	16,589	8,436
第Ⅶ分期	総数		51,826	4,566	5,112	3,793	746	879	1,310	2,499	32,921	10,911
	人工林	総数	31,359	3,144	3,668	2,626	209	296	741	2,097	18,578	8,135
	天然林	総数	20,467	1,422	1,444	1,167	537	583	569	402	14,343	2,776
		利活用	1,452	91	82	87	5	85	162	256	684	234
		利活用以外	19,015	1,331	1,362	1,080	532	498	407	146	13,659	2,542
第Ⅸ分期	総数		52,939	3,742	4,566	5,086	3,725	705	806	1,244	33,065	11,091
	人工林	総数	32,111	2,585	3,144	3,645	2,567	206	260	717	18,987	8,247
	天然林	総数	20,828	1,157	1,422	1,441	1,158	499	546	527	14,078	2,844
		利活用	1,850	106	91	100	121	67	142	323	900	294
		利活用以外	18,978	1,051	1,331	1,341	1,037	432	404	204	13,178	2,550

7 その他
(1)持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

単位 材積:千㎥

主伐(皆伐)上限量の目安
200

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】
E=Zw+(Vw-Vn)/Ta
E:伐採(皆伐)材積の目安
Ta:更新期間
Zw:対象森林の期首時の年間成長量
Vw:対象森林の期首時の立木材積
Vn:基準立木材積(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

【対象森林】
(1)公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森林
(2)水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

第2表 持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千㎥

再造林率	持続的伐採可能量
100	200
90	180
80	160
70	140
60	120
50	100
40	80
30	60
20	40
10	20

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】
Ea=E×A
Ea:持続的伐採可能量
A:再造林率
※間伐立木材積は地域森林計画Ⅱの第6の1に定める計画量を記載する。

7　その他
（２）用語の説明

五十音順

用　　語	説　　明
一貫作業システム	低コスト造林のため、伐採から植栽まで同時に行う作業システムのことです。
枝打ち	主に無節の価値の高い材を生産するために林木の枝をその付け根付近で切り落とす作業です。 一般に成長に応じて間断的に実施します。
皆伐	主伐の一種で、一定範囲の樹木を一斉に全部、又は大部分を伐採することです。
架線作業システム	林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積する作業の仕組みです。
下層木	樹冠が2段以上の階層状構造をなしている森林で、上層樹冠を形成している木に対して、下層に生育している林木のことをいいます。
刈出し	天然生稚樹の周囲を刈り払い、生育を促進する作業のことです。
間伐	育成段階にある森林において樹木の込み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業で、この作業により生産された木材を間伐材といいます。 一般に、除伐後から主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施します。
機械作業システム	伐出作業や育成作業における各工程の機械による作業の仕組み（機械の組合せ）のことです。 伐出作業においては、集材距離、傾斜の度合い、伐採作業現場の大きさ、集中・分散の度合いによって変わります。
郷土樹種	長い期間の自然淘汰によって、それぞれの地方や立地環境によく適応し自然状態で分布している樹種のことです。
切土	地盤より上方にある土砂等をかき落とし、又は切り崩す作業により切り取った土砂のことです。
禁伐	樹木の伐採を禁止することです。
更新	伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木にすることです。
更新樹種	植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の林冠を構成する樹種です。
先進的な林業機械	一機種で、伐倒・枝払い・造材・集材のうち、2工程以上の多工程処理を行う車両系又は架線系の林業用機械のことです。
広葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、針葉樹に対する語です。被子植物、双子葉類に属する樹木のことです。
コンテナ苗	専用のコンテナで育てる根鉢付きの苗のことで、従来の苗と比較して、活着率が良く、植栽に要する時間が短いなどのメリットを有する苗のことです。
材積	立木又は造材された丸太、さらに製材された木材の体積のことです。立木では樹皮を含みますが、丸太では含みません。 単位は立方メートルで表示します。
市町村森林整備計画	森林法第10条の5の規定に基づき、市町村長が計画的、かつ、長期的視点にたって、適切に林業経営、森林施業を推進するためにたてる造林から伐採までの森林施業に関する総合的な計画のことです。 森林の持続可能な管理を実現するマスタープランと位置付けられています。
下刈り	育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木等を刈り払う作業のことです。
樹下植栽	上木のある状態で、その木の下に苗木を植栽することをいいます。 本県では下木の樹種として、ヒバを植栽することが多くなっています。
樹冠	樹木の葉と枝の集まりの範囲のことです。
樹冠疎密度	林地面積に対する樹冠投影面積の占める比率のことです。 おおむね16年生以上の林分において利用します。

用　　語	説　　明
主伐	利用期に達した樹木を伐採し収穫することです。
上層木	樹冠が2段以上の層状をなしている森林で、下層の木に対して上層の木のことです。
植生	ある区域に集まって生育している植物の全体のことです。 自然植生、現存植生などと使い分けします。
除伐	一般に下刈りを終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に行われる造林目的以外の樹種等を取り除く作業のことです。
人工造林	苗木の植栽、種子のまき付け、さし木等の人為的な方法により森林を造成することです。
人工林	主に植栽又は人工下種により成立している森林のことです。
針葉樹	樹木を葉の形で分類した名称で、広葉樹に対する語です。 スギ、マツ類ヒバなど、林業上重要な樹種が多く、二酸化炭素の吸収量は広葉樹を大きく上回ります。
森林	森林法第2条で、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」、「前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地」ただし、「主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの土地の上にある立木竹除く」と定義付けられています。
森林経営管理制度	適切な経営管理が行われていない森林の経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る制度です。
森林経営計画	「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する５年を１期とする計画です。
森林機能区分	森林を、その森林の地形（かんど）、地質、土壌その他の自然条件、林況等に対する評価因子をもとに、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産機能の機能に区分したものです。
森林作業道	間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のために用いられ、主として林業機械の走行を想定した道のことです。
森林生産力	森林の主に木材を生産する能力（ポテンシャル）のことです。
森林施業	目的とする森林を造成、維持するために行う造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為のことです。
森林簿	森林計画図の林小班ごとに、面積、樹種、林齢、材積、森林の機能区分等の林況を表示している簿冊のことです。
森林保健施設	「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第2条第2項第2号の規定により、森林の有する保健機能を高度に発揮させるため公衆の利用に供する施設のことで、休養施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、宿泊施設があります。
スキッダ （牽引式集材機）	丸太の一端をグラップルで吊り上げて土場まで地曳集材する集材専用の自走式機械のことです。
制限林	法令により施業について制限を受けている森林のことです。 保安林、砂防指定地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区、自然公園法に基づく特別地域等があります。

用　　語	説　　明
制限林	法令により施業について制限を受けている森林のことです。 保安林、砂防指定地、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護地区、自然公園法に基づく特別地域等があります。
施業実施協定	森林所有者等が自発的意志に基づき、市町村の長の認可を受けて締結する10年間の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する協定のことです。
施業体系	目的とする森林を造成、維持するため造林から保育、間伐、伐採までの一連の森林施業について、林齢、成立本数、樹高、胸高直径、林分材積等に関する各施業の実施すべき判断の基礎となるものです。
造林	林地に森林を仕立てることです。 造林の方法には人工造林と天然更新があります。
択伐	主伐の一種で、経営目的に到達し収入を期待できるものや成長が衰え始めたもの、材質に欠点があるものなどを抜き伐ることです。
タワーヤーダ (タワー式集材機)	簡便に架線集材できる人工支柱を装備した移動可能な集材機のことです。
単木択伐	択伐作業の一種で、立木の伐採が、森林及びその周辺における自然環境に大きな変化を招くおそれが少ない程度の点状択伐のことです。
治山施設	保安林の指定の目的を達成するために必要として実施された保安施設事業(森林法第41条第1項の事業)及び地すべり防止工事(地すべり等防止法第2条第4項)により設置された施設のことです。
地質	地球の構造・歴史・地球上の生物の変遷及び地球の変化にあずかった原因・結果など、地球に関する自然現象及び状態を総括したものです。林業関係では、地球の表面層＝地殻＝を構成する物質を称し、その種類、性質又は状態を指すことが多い。大部分は岩石で、地層、堆積物、風化生成物ないし土壌をも含まれます。
長伐期施業	標準伐期齢のおおむね2倍を超える林齢で主伐を行う施業のことです。
天然下種更新	林地内に残した木(母樹)又はその側方の木から自然に落ちた種から発芽した稚樹を後継樹として森林を仕立てる方法のことです。
天然更新	天然の力によって次の世代の樹木を発生させることをいいます。種子が自然に落下し、発芽する場合(天然下種更新)と、木の根から発芽(ぼう芽)して成長する場合などがあります。
天然更新補助作業	更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う植込み等を含む造林の作業種です。
天然林	天然の状態であって、造林・保育についてほとんど人の手が加わっていない森林のことです。
特定広葉樹	地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境の維持・創出を図るために必要な広葉樹として市町村森林整備計画で定めた樹種のことです。
特定広葉樹育成施業	特定広葉樹を主体とした地域独特の景観や多様な生物の生息・生育環境等の形成を図るための森林施業のことです。
特定保安林	森林法第39条の3の規定に基づき、農林水産大臣が指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、その機能を確保するため、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があるとして指定した森林のことです。
土壌	地殻表面の母岩が風化・崩壊したものに腐植などが加わり、気候や生物などの作用を受けて生成したものです。 水分の動態、有機物の分解合成の過程の相違によって特有の発達を示します。

用　　語	説　　明
ナラ枯れ被害	キクイムシの一種で巣に菌を栽培して食べて繁殖する養菌性のカシノナガキクイムシが、ナラ類の樹幹部の樹皮下から辺材に穿入し、年輪に沿って孔道を掘ることから壮・老齢木の被害では枯死に至ります。近年、日本海側の豪雪地帯で大発生しています。
伐区	もともと伐採（主伐）が行われる区域を指しますが、造林から保育、伐採までの作業が一貫して同一に行われる区域にも用いられます。
ハーベスタ （伐倒造材機）	伐倒、枝払い、集積の一連の多工程の処理を連続して行う自走式の機械のことです。
標準伐期齢	主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採齢等を勘案し、地域森林計画で示した指針をもとに、森林計画制度上の誘導指標として市町村森林整備計画で定める林齢のことです。 保安林の指定施業要件の基準に用いられます。
フォワーダ （積載式集材車両）	グラップルクレーンで玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械のことです。
複層林	人工更新又は天然更新により造成され、樹齢、樹高の異なる樹木により構成された森林の総称です。
複層林施業	森林を構成する林木を部分的に伐採し、苗木の植栽等を行うことにより複数の樹冠層を有する森林を造成する施業のことです。
プロセッサ （造材機）	林道や土場などで、全木集材された材の枝払い、測尺玉切りを連続して行い、玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械のことです。
保安施設事業	森林法第41条の規定に基づき、保安施設地区内において、その保安林の指定の目的を達成するために実施される森林の造成や維持に必要な事業のことです。
保安施設地区	農林水産大臣又は知事が保安施設事業を行う必要があるとして、農林水産大臣が森林法第41条の規定に基づき指定した森林です。 この地区は事業終了後、一定期間経過後保安林とみなされます。
保安林	人命や財産などを守り公共の利益を達成するために森林法に基づいて農林水産大臣または知事が指定した森林のことです。 水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火、魚つき、航行目標、保健、風致の17種類があります。
保育	植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、枝打ち、除伐等の作業の総称です。
ぼう芽	立木を伐採した後に切り株から発生する芽のことです。
ぼう芽更新	立木を伐採した後に切り株から発生した芽(ぼう芽)を成長させて森林を更新する方法のことです。

用　　語	説　　明
保健機能森林	森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2の規定に基づき地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めた場合に、市町村森林整備計画でその地域が特定されている森林のことです。
保護樹帯	造林をする際に前生樹の一部を帯状に残して風を遮り、又は主風の方向に対して樹木を帯状に造成することによって気象害などからの被害の軽減を目的に残された又は造成された樹木の集団のことです。
母樹	優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹木のことです。母樹の集団を母樹林といいます。
ポドゾル土壌	落葉・落枝やその分解物の層で、ほとんど有機物だけから成る層が発達し、溶脱層と遊離酸化物及び腐植の集積層をもつ酸性の土壌のことです。一般に寒冷偏湿気候地下に広く生成されます。
松くい虫被害	松くい虫被害の正式な名称は「マツ材線虫病」と呼ばれるマツの伝染病です。 マツを枯らす病原体は、体長1mmにも満たない「マツノザイセンチュウ」という線虫で、これを病気にかかったマツから健全なマツに媒介する虫が体長3cmほどのカミキリムシの一種である「マツノマダラカミキリ」です。 マツノマダラカミキリが運ぶマツノザイセンチュウがマツに侵入し、マツの樹液を止めることによってマツ枯れが発生し、まん延していきます。
要整備森林	特定保安林の区域内の民有林で、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林です。
立木度	現在の林分の本数を当該林分の林齢に相当する期待成立本数で割った対比で10分率で表すものです。 幼齢林（おおむね15年生未満）で利用します。
林業事業体	他者からの委託又は立木の購入により造林、保育、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産事業者などのことです。
林業専用道	幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10トン積程度のトラック）の走行を想定した規格・構造を有するものです。
林道	不特定多数の者が利用する恒久的公共施設で、森林整備や木材生産を進める上での幹線となる道路です。
林班	森林の位置を明らかにし、地域森林計画の樹立及び実施の便に供するため、原則として字界、天然地形又は地物をもって区画した森林区画の単位のことです。
林齢	林分が成立（更新又は植栽）した年を1年とし、それから経過した森林の年齢のことです。